
目 次

【BANK支店取引関連規定】

BANK支店取引規定	2
あおぞらインターネットバンキング規定	7
普通預金規定（BANK支店）	19
貯蓄預金規定（BANK支店）	21
あおぞらネット定期預金規定	23
自動継続あおぞらネット定期預金規定	25

【キャッシュカード・テレフォンバンキング関連規定】

あおぞらキャッシュカード規定	27
あおぞらキャッシュカード・プラス（Visa デビット）規定	31
あおぞらキャッシュカード・プラス VISA 認証サービス（3Dセキュア）利用規定	39
あおぞらテレフォンバンキング規定	42

【追加規定】

反社会的勢力の排除に関する規定	50
口座開設・取引等の際に行う法令で定める本人確認等に関する規定	51
休眠預金等活用法に関する規定	53
システム移行前に取引を行っている各種預金に関する特別規定	55
システム移行前に取引を行っているインターネットバンキングに関する特別規定	57

BANK支店取引関連規定

BANK支店取引規定

BANK支店取引規定(以下「この規定」といいます。)は、契約者ご本人(以下「お客さま」といいます。)が自らの計算において当行のBANK支店(以下「当店」といいます。)との取引を行う場合の当行の取扱いを記載したものです。お客さまは、この規定(準用される各種規定およびその他の取引関連諸規定を含みます。)の内容を十分に理解し、承認したうえで、自らの判断と責任において、当店との取引を行うものとします。

1. (当店との取引範囲)

- (1) お客さまは、この規定に基づき当店にBANK支店専用の預金口座を開設し、また別途当行が定める各取引規定に基づき当店を取引店として投資信託口座(投信振替決済口座および投信保護預り口座をあわせて「投資信託口座」といい、当店の預金口座および当店を取引店とする投資信託口座をあわせて「BANK支店専用口座」といいます。以下同じです。)等を開設し、次の各号に定める取引をご利用いただけます。当店との取引では通帳・証書等は発行いたしません。なお、取扱い商品については、当行所定のウェブサイトにてご確認ください。
 - ① 普通預金取引
 - ② 定期預金取引
 - ③ 投信総合取引(当行所定の「投資信託取引関連規定」に定める「投信総合取引」をいいます。以下同じです。)(ただし、20歳未満のお客さまについては、ご利用になれません。)
 - ④ 貯蓄預金取引(ただし、「貯蓄預金規定(BANK支店)」に係る取引に限ります。)
 - ⑤ その他当行所定の取引
- (2) 前記(1)の各号の取引は、この規定のほか、別途当行が定める各取引規定に基づくものとします。
- (3) 前記(1)①に規定する普通預金口座は、原則としてお客さまおひとりにつき1口座とします。普通預金口座については、当行所定のキャッシュカード(Visaデビット機能が付帯されたものも含み、以下「カード」といいます。)を発行します。普通預金口座は、当行のデビットカード取引システムの決済口座および当行が別途指定する公共料金等の自動支払いの口座として利用することができます。
- (4) お客さまの当店との取引範囲については、将来、当行の都合で改廃・変更(仕組預金・外貨預金などを利用可能な取引として追加する改廃・変更を含みます。)することがあります。

2. (取引の開始)

- (1) 当店と取引を行うことができるお客さまは、日本国内に居住する満15歳以上の個人の方に限られます。お客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、事前に当行所定の方法により当行へ届出のうえ、当店に開設された全ての預金口座を原則解約しなければならないものとします。また、当店を取引店とする投資信託口座および投資信託口座に付帯・関連するいっさいの口座(あわせて以下「投信総合口座」といいます。)については、当店以外の当行本支店に取引店を変更する等当行が別途定める手続をお取りいただく必要があります。
- (2) 当店との預金取引開始にあたっては、BANK支店専用の普通預金口座および定期預金口座の開設ならびに別途当行が定める「あおぞらインターネットバンキング規定」に基づく当行所定の方法によるインターネットバンキングの利用契約の締結が必要となります。また、当店を取引店とする投信総合取引開始にあたっては、投信総合口座の開設ならびに別途当行が定める「投資信託取引関連規定」に基づく当行所定の手続が必要となります。
- (3) 預金口座および投信総合口座の開設にあたっての本人確認は、当行所定の手続によります。
- (4) 前記1.(1)に規定する取引は、お客さまがこの規定を承認のうえ提出した書類(お客さまが必要事項を記入した当行所定の申込書および当行所定の必要書類)を、当行が受領して取引の開始を認めた場合、または、お客さまがこの規定を承認のうえ当行所定の手続を行い、当行が取引の開始を認めた場合に、取引開始できるものとします。
- (5) 当店以外の当行本支店から、取引店の変更をすることにより、当店と預金取引を開始することはできません。当店以外の当行本支店から当店へ預金口座を移管することもできません。また、投信総合取引にかかる取引店の変更については、当行が別途認める場合に限り行うことができ、当行所定の手続が必要となります。

3. (当店との印鑑レス取引)

当店に預金口座を既に開設されているお客さまおよび新たに開設をされるお客さまは、当行が別途定めるところを除き、当店との取引について「印鑑レス取引」を行っていただきます。

4. (印鑑レス取引)

- (1) この規定において、「印鑑レス取引」とは、当店との各種取引に係る印鑑の届出なく行われる、お客さまと当店との間の当行所定の各種取引をいいます。この「印鑑レス取引」を行うお客さまについては、別途定めるところを除き、印鑑での取引は行いません。（「印鑑レス取引」が行われる当店の預金口座を、この規定において「印鑑レス口座」といいます。）
- (2) お客さまと当店との取引方法に関しては、「印鑑レス口座」についても、原則として、後記6.の定めに従うものとします。
- (3) お客さまが、「印鑑レス口座」に係る届出事項等の変更およびその他の当店との各種取引に係る書面での手続のために、郵送または当行本支店の窓口において、当店に関する「印鑑レス取引」を行う場合には、以下の一部または全部の方法により、本人確認を行います。また、当行が必要と認める場合には、以下の方法に加えて、または以下の方法に代えて、当行が別途指定する手続をお取りいただくことがあります。
 - ① 郵送の場合：当行所定の本人確認書類の提出
 - ② 当行本支店の窓口の場合：以下の一部または全部の方法
 - A. 当行が当店との取引のためにお客さまに交付したカードの提示
 - B. 前記A.のカードに係る暗証番号と届出の暗証番号との一致
 - C. 当行所定の本人確認書類の提示
 - ③ 印鑑照合（お届出の印鑑との照合による本人確認方法をいいます。以下同じです。）を利用しない当行所定の方法
- (4) 前記(3)における本人確認を相当の注意をもって行い、正当な取引権限を有するお客さまからの依頼であるとみなしてその依頼を受け付けて取り扱いましたうえは、本人確認に供された情報および確認事項（暗証番号も含まれますが、これに限りません。以下同じです。）につき偽造、変造、改ざん、盗用、不正使用その他の事故があっても、また、その依頼が無権限、権限逸脱等によるものであっても、そのために生じた損害については、別途定める場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。
- (5) 当行が「印鑑レス取引」の依頼の受け付けを謝絶したことにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意又は重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。
- (6) 「印鑑レス取引」を行っているお客さまについては、当行の定める「あおぞらインターネットバンキング規定」に定める「本サービス」（ただし、当店との取引であって当行所定のものに限りません。）の利用にあたり、同規定の13.(5)は適用されず、この4.(3)から(5)の規定が適用されるものとします。

5. (「印鑑レス取引」ではできない取引)

- (1) 当店における以下の取引は「印鑑レス取引」では行うことができません。
 - ① 法令等により印鑑押印が必要な取引
 - ② その他当行が別途指定する取引
- (2) 当店と「印鑑レス取引」を行うお客さまに関しては、当店との投信総合取引の指定預金口座（当行所定の「投資信託取引関連規定」に定める「指定預金口座」をいいます。以下同じです。）としてお届出いただく当店の普通預金口座は「印鑑レス口座」となり、印鑑の届出がないため、当行の「投資信託取引関連規定」のI「投信総合取引規定」4(1)のただし書きにかかわらず、当店の投信総合取引に関する届出の印鑑は、お客さまの任意の印鑑をお届出ください。

6. (当店との取引方法)

- (1) お客さまはこの規定に基づき、次の場合に当社と取引を行うことができます。なお、原則として、当社を含む当行本支店の窓口での取引はできません。
 - ① インターネットバンキングの利用による取引の場合
 - ② カードの利用による取引の場合
 - ③ その他、当行所定の方法による取引の場合
- (2) 各取引方法について当社で取扱う商品・業務等は別途定めるものとし、各取引にかかる規定に従って取扱われるものとします。
- (3) お客さまの当社との取引方法については、将来、当行の都合で改廃・変更（インターネットバンキングのご利用可能端末についての改廃・変更を含みます。）されることがあります。

7. (証券類等の取扱い)

- (1) 当店は、手形、小切手等の発行はいたしません。
- (2) 当店の預金口座には、手形、小切手、配当金領収書等その他の証券類の受入はいたしません。

8. (通帳・残高証明書等)

- (1) 当店との預金取引では通帳・証書等は発行いたしません。お客さまは、インターネットバンキングの照会サービスにより、当店における普通預金の現在残高および入出金明細、定期預金の現在残高および預入明細、当店における貯蓄預金の現在残高および入出金明細ならびにインターネットバンキングを利用した取引内容の結果等を確認することができます。普通預金の入出金明細の照会結果については、当行所定の

ファイル形式により所定の端末機器等にダウンロードすることができます。また、当店との投信総合取引では通帳等は発行いたしません。当店を取引店とする投信総合取引に関する報告書等については、別途当行が定める「投資信託取引関連規定」その他の関連規定の定めによるものとします。お客さまは、インターネットバンキングの照会サービスにより、当店を取引店とする投信総合取引にかかる受益権等（当行所定の「投資信託取引関連規定」に定める「受益権等」をいいます。）の現在残高および買付・解約・運用損益の明細、ならびにインターネットバンキングを利用した取引内容の結果等を確認することができます。なお、当行所定の期間内しか上記照会サービス等をご利用いただけません。お客さまは、上記明細および取引内容の結果等について、不定期に、あるいは一定期間毎に確認してください。

- (2) 当店における取引の残高証明書を必要とされる場合には、あおぞらホームコール（電話番号（各種お問い合わせ・ご相談、あおぞらテレフォンバンキング以外の手続など専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。以下同じです。）に電話にてご連絡の上、当行より送付される当行所定の書面等を当店に提出してください。なお、残高証明書の発行にあたっては、当行所定の手数料が必要になります。
- (3) お客さまの届出の住所に郵送した残高証明書が返戻された場合は、当行は保管責任を負いません。延着または到着しなかった場合等で当行の責めに帰することができない事由により紛争が生じても、当行は責任を負いません。

9. (諸手数料)

- (1) 当店の利用に当たっては、当行所定の口座維持手数料等をいただくことがあります。
- (2) 残高証明書発行手数料その他の手数料は、当店の普通預金口座から、当行が別途定める各種規定およびその他の取引関連諸規定にかかわらず、各種請求書、カードその他いっさいの提出を要することなく、当行所定の日に当行所定の方法により引き落とすものとします。
- (3) 当行が当店に関する諸手数料を改定もしくは新設する場合には、原則として、改定内容もしくは新設内容を当行所定のウェブサイトに掲示する等、当行が適当と認める方法により告知します。

10. (マル優の取扱い)

当店は、少額預金の利子非課税制度(マル優)のお取扱いはいたしません。

11. (告知および通知の方法)

- (1) 規定、取引種類・内容または手数料の変更についての連絡など、当行からお客さまへの各種告知は、当行所定のウェブサイトへの掲示等、当行が適当と認める方法により行います。当行が告知した内容は、当該告知が当行所定のウェブサイトへ掲示等されてから直ちに、または当該告知に記載された実施時期から、有効に適用されるものとします。
- (2) 当行からお客さまへの各種取引等にかかる通知は、法令等に反しない範囲で、届出の電子メールアドレスへの電子メールの送信または届出の住所への郵送のいずれかにより行うこととします。届出の電子メールアドレスあてに当行が通知内容を記載した電子メールを送付した場合には、または届出の住所あてに当行が通知内容を記載した書面を通知した場合には、通信事情などの理由により延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到着したものとみなし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (取引店の変更等)

当店以外の当行本支店に預金取引の取引店を変更することはできません。当店以外の当行本支店に当店の預金口座を移管することもできません。また、投信総合取引にかかる取引店の変更については、当行が別途認める場合に限り行うことができ、当行所定の手続が必要となります。

13. (お客さま情報の取扱い)

当店との取引に関し、当行はお客さまの情報を当店との取引にかかるサービスの提供に必要な範囲に限り、当行の子会社、関連会社、業務委託先、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当行は、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、お客さまの情報の提出を求められた場合には、その要求に従うことができるものとします。

14. (成年後見人などの届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちにあおぞらホームコールに電話にてご連絡の上、成年後見人等の氏名その他必要な事項を、当行より送付される当行所定の書面等によって当店に届出てください。お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちにあおぞらホームコールに電話にてご連絡の上、任意後見人の氏名その他必要な事項を、当行より送付される当行所定の書面等によって当店に届出てください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

15. (支店取引の解約等)

- (1) お客さまが当店との取引の全部を解約する場合には、あおぞらホームコールに電話にてご連絡の上、当行より送付される当行所定の解約請求書に署名して、かつ「印鑑レス取引」に関するこの規定の定めによる手続を取った上で、カードとともに当店へ提出する等当行が別途指定する手続を取ってください。この場合、当行が必要と認めるときは、本人確認書類の提示その他の手続を求めることがあります。この手続が完了するまで解約しないことがあります。なお、お客さまが当店に開設した普通預金口座を解約する場合は、同時に当店とのその他全ての取引が解約されるものとします。また、お客さまが当店に開設した普通預金口座および貯蓄預金口座は、その一方のみを解約することはできません。いずれかの解約がなされる場合には、普通預金口座および貯蓄預金口座をあわせて解約いただくこととなりますので、当行所定の手続を取ってください。
- (2) 次の①から④までの一つにでも該当した場合には、当行は当店に開設されたBANK支店専用口座にかかる取引を停止し、またはお客さまに通知することにより当店に開設されたBANK支店専用口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知をお客さまの届出の電子メールアドレスまたは住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① 当店に開設されたBANK支店専用口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合またはこれらの口座名義人の意思によらずに当店に開設されたことが明らかになった場合
 - ② 当店との取引に基づく預金または受益権等が後記18.(譲渡・質入れ等の禁止) および別途当行が定める「投資信託取引関連規定」に違反して譲渡・質入れ等の処分をされた場合
 - ③ 当店との取引に基づく預金または受益権等が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当店を含む当行との取引に関する規定についてお客さまによる違反があった場合
- (3) 当店に開設された預金口座が、当行が別途表示する一定の期間お客さまによる利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも、同様にできるものとします。これらの場合、当行よりお客さまの届出の電子メールアドレスまたは住所あてに通知しますが、通知が延着または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- (4) 前記(1)から(3)までにより定期預金口座が解約される場合は、その解約は満期日前の解約の扱いとなり、当行所定の満期日前の解約の場合の利率が適用されます。
- (5) 前記(2)および(3)により、当店に開設された預金口座または当店を取引店とする投資信託口座等が解約され残高がある場合、または当店に開設された預金口座や当店を取引店とする投資信託口座等にかかる取引が停止され、その預金または投資信託の解除または解約を求める場合には、あおぞらホームコールに電話にてご連絡の上、当行より送付される当行所定の書面等を提出するなどの当行所定の手続が必要となります。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (6) 当店との預金取引の解約時にお客さまへの返還金などがある場合には、当行以外の金融機関の国内本支店の普通預金口座、当座預金口座または貯蓄預金口座のうち、お客さまが指定するお客さま名義の口座あてに、所定の手数料を差し引いたうえで振り込むものとします。なお、お客さまに対する未収手数料等がある場合は、それらを差し引いた後に残金があるときのみ返還の手続を行います。

16. (取引種類・内容の変更)

当行の都合により、当店で取扱う取引の種類・内容等を変更することがあります。この場合は、当行所定のウェブサイトへの掲示等、当行が適当と認める方法により告知いたします。

17. (取引方法の変更)

当行が別途定める場合を除き、当店において、当店との取引について「印鑑レス取引」を行っているお客さまについて、お客さまからのお申出により、印鑑の届出をいただいて行う印鑑照合を利用する取引に変更することはできません。

18. (譲渡・質入れ等の禁止)

当店との取引に基づくお客さまのいっさいの権利および預金等は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。

19. (規定の準用)

- (1) この規定に定めのない事項については、当行の「あおぞらインターネットバンキング規定」「普通預金

規定(BANK支店)」「貯蓄預金規定(BANK支店)」「あおぞらキャッシュカード規定」「あおぞらキャッシュカード・プラス(Visaデビット)規定」「あおぞらネット定期預金規定」「あおぞらテレフォンバンキング規定」「投資信託取引関連規定」「あおぞら銀行BANK支店口座開設アプリ 利用規定」およびその他の取引関連諸規定により取扱います。

- (2) この規定において定義のない用語で、前記(1)の各規定中に定義のある用語については、文脈上別義であることが明白である場合を除き、この規定でもかかる定義と同様に定義された意味を有するものとします。

20. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

21. (準拠法・管轄)

この規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

付則：2019年7月16日（以下「変更日」といいます。）をもって、当行の「インターネット支店」は「BANK支店」に名称変更を行います。お客さまとの変更日前の「インターネット支店」に関する取引については、「インターネット支店」を「BANK支店」に読み替えて引き続きBANK支店において取引を行わせていただきます。

実施日：2020年3月16日

あおぞらインターネットバンキング規定

あおぞらインターネットバンキング規定（以下「この規定」といいます。）は、契約者ご本人（以下「お客さま」といいます。）が自らの計算においてあおぞらインターネットバンキング（以下「インターネットバンキング」といいます。）を利用する場合の当行の取扱いを記載したものです。お客さまは、この規定（準用される各種規定およびその他の取引関連諸規定を含みます。）の内容を十分に理解し、承認したうえで、自らの判断と責任において、インターネットバンキングを利用するものとします。

1. (あおぞらインターネットバンキング)

(1) インターネットバンキングは、お客さまが、当行所定のパーソナルコンピュータ、スマートフォン等の端末機器（以下「端末」といいます。）からインターネットを通じて当行所定の取引等の依頼をする場合に、当行所定の前提要件が充足されていることが当行において確認できることを条件として、利用することができます。

(2) 利用可能なサービス

お客さまがご利用いただけるサービス（以下「本サービス」といいます。）は、後記3.のとおりとします。ただし、一部の店舗ではご利用いただけないサービスがあります。また、端末の種類によっては本サービスの対象となる取引は異なることがあります。なお、お客さまがご利用いただけるサービスの種類・内容等は、将来、当行の都合で改廃・変更（インターネットバンキングのご利用可能端末を追加または仕組預金など利用可能な取引を追加する等の改廃・変更を含みます。）されることがあります。

(3) 利用可能なお客さま

本サービスをご利用いただけるお客さまは、当行本支店にお客さま名義の普通預金口座を有し、かつ、当行本支店で書面その他当行所定の方法によりインターネットバンキングの申込をした日本国内に居住する個人で、当行が利用を認めたお客さまとします。

なお、お客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、事前に当行所定の方法により当行へ届出のうえ、インターネットバンキングの利用契約（以下「本契約」といいます。）を解約しなければならないものとします。

(4) 利用口座

① 利用口座は、申込店（お客さまからインターネットバンキングの申込を受けた当行本支店をいいます。以下同じです。）を含む当行本支店におけるお客さま名義のすべての口座（投資信託口座ならびに外貨預金口座も含み、以下「全口座」といいます。）のうち、お客さまの本サービスの利用の都度に当行所定のウェブサイト上に利用口座として表示される口座とします。

② 利用口座は、当行所定の時期に当行所定の基準および方法により当行所定の種類の口座につき当行所定の数の範囲内において全口座の中から自動的に選択されるため、将来の選択基準の変更その他の事由により、利用口座であったものが利用口座でなくなったり、また逆に利用口座でなかったものが利用口座となったりすることがあります。

③ インターネットバンキングの利用口座とあおぞらテレフォンバンキングの利用口座とは一致しないことがあります。

(5) 代表口座

① 代表口座は、利用口座のうち、代表口座としてあらかじめお客さまより指定のあった申込店におけるお客さま名義の普通預金口座とします。

② インターネットバンキングでは、代表口座の変更はお取り扱いできません。

③ インターネットバンキングの代表口座とあおぞらテレフォンバンキングの代表口座とは一致しないことがあります。

(6) 指定預金口座

① 指定預金口座は、投資信託取引関連規定（「投信総合取引規定」「外国証券取引口座規定」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託特定口座取引規定（特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式配当等受領委任に関する規定）」「累積投資規定」により構成されている当行所定の取引関連規定をいいます。以下同じです。）に定める指定預金口座で、あらかじめお客さまより指定のあったお客さま名義の預金口座となります。なお、この口座は、本サービス専用ではなく、インターネットバンキングの代表口座と異なることがあります。

② あおぞらテレフォンバンキングのご利用がある場合の指定預金口座の取扱いは、この口座と異なるインターネットバンキングの代表口座の存否による影響を受けないものとします。

(7) 利用時間

本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。ただし、この時間内にもかかわらず、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部がご利用できないことがあります。

(8) 利用限度

本サービスの1日に取扱う取引金額・数量の上限およびその他の利用限度は、当行が別途定めた限度内とします。

(9) 手数料等

- ① 本サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料等をいただくことがあります。
- ② 本サービスの利用による振込、振替、振込の組戻しおよび変更その他当行所定の取引については、当行が別途定めた振込手数料、振替手数料、組戻手数料および振込変更手数料その他当行所定の手数料等をいただきます。
- ③ 前記①および②の手数料等は、当行またはお客さまの指定する口座から、当行が別途定める各種規定およびその他の取引関連諸規定にかかわらず、通帳、証書、各種請求書、カードその他いっさいの提出を要することなく、当行所定の日に当行所定の方法により自動的に引落します。

2. (本人確認等)

(1) 仮ログインパスワードの送付

本サービスの初回利用登録に必要となる仮ログインパスワードをお客さまの届出の住所あてに簡易書留等で送付します。

お客さまあてに通知した仮ログインパスワードが不着等の理由で当行に返戻された場合には、当行所定の方法により、仮ログインパスワードの再送依頼を行ってください。なお、当行所定の期間内に再送依頼がないなど、当行の責めに帰することができない事由により、仮ログインパスワードがお客さまあてに届かなかった場合には、当行は本契約の申込みがなかったものとして取扱うことができるものとします。

(2) 利用開始方法

① ログインIDの届出

本サービスのログインに際して必要となるログインIDは、本サービスを初めて利用する初回利用登録の際に、お客さまの端末を操作し、「代表口座番号」、「仮ログインパスワード」および「仮取引確認用パスワード」を利用画面上で入力することにより、当行に届出を行うものとします。

② パスワードの届出

本サービスの利用に際しては、「ログインパスワード」、「仮取引確認用パスワード」および「取引確認用パスワード」（「仮ログインパスワード」を含む4種類のパスワードを以下「パスワード」といいます。）と、「秘密の質問・回答」の届出が必要となり、以下の方法により当行に届出を行うものとします。なお、「仮ログインパスワード」と「仮取引確認用パスワード」は、初回利用登録後は利用しません。

A. 「仮取引確認用パスワード」は、お客さまが当行所定の方法により当行に届出を行うものとします。

B. 「ログインパスワード」、「取引確認用パスワード」および「秘密の質問・回答」は本サービスを初めて利用する初回利用登録の際に、お客さまの端末を操作し、上記①ログインIDの届出のちに利用画面上で入力することにより、当行に届出を行うものとします。

③ 電子メールアドレスの届出

A. お客さまは、パスワードの届出に続き、端末の利用画面上で電子メールアドレスの届出を行うものとします。なお、お客さまは、本サービスの利用に関わる当行からの通知・確認手段として、この電子メールアドレスあてのメールサービスが利用されることに同意するものとします。

B. 電子メールアドレスは、本サービスで当行所定の取引を行う際に必要となる「メール通知パスワード」の送信先となりますので、お客さまは当行からの電子メールが受信できるよう正しく登録するものとします。当行からの電子メールが受信できない場合、一部の取引・サービスがご利用になれません。

C. 電子メールアドレスは、当行所定の方法により、端末の利用画面上において随時変更することができます。電子メールが受信できない場合、一部の取引・サービスがご利用になれません。

④ 振込・振替限度額の届出

A. お客さまは、電子メールアドレスの届出に続き、端末の利用画面上で1日あたりの振込・振替限度額の届出を行うものとします。

B. 届出することができる1日あたりの振込・振替限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。

C. 1日あたりの振込・振替限度額は、当行所定の方法により、端末の利用画面上において随時変更することができます。

(3) 本人確認手続

- ① お客さまが端末から本サービスを利用する場合は、ログインIDおよびログインパスワード、または代表口座の申込店・口座番号およびログインパスワード等当行所定の事項を当行所定の方法により送信、通知するものとします。当行は端末からインターネットを通じて送信、通知されたログインIDおよびログインパスワード、または代表口座の申込店・口座番号およびログインパスワード等と、当行に登録されているログインIDおよびログインパスワード、または代表口座の申込店・口座番号およびログインパスワード等との一致を確認することにより本人確認を行います。なお、お客さまがスマートフォン等当行所定の機能を備える端末からインターネットバンキングにログインする場合は、当行はログインIDおよびログインパスワード、または代表口座の申込店・口座番号およびログインパスワード（ただし、お客さまが後記(6)の生体認証ログイン機能を利用している場合は、これらに代えて、お客さまの当該端末に搭載されている生体認証機能）に加え、後記(5)のワンタイムパ

スワードの一致を確認することにより本人確認を行います。また、お客さまのネットワーク環境や利用環境等により、当行が必要と認めた場合は、秘密の質問・回答、後記(7)の届出電話番号認証その他当行が適当と認める方法による追加認証を行う場合があります。

- ② 本サービスで取引照会サービス以外の取引を利用する場合はログインIDおよびログインパスワード、または代表口座の申込店・口座番号およびログインパスワードに加え、取引の都度、取引確認用パスワードを正確に入力し、送信するものとします。また、当行所定の取引において取引確認用パスワードに加え、メール通知パスワードもしくはワンタイムパスワードのいずれかまたは双方の利用が必要な場合は、メール通知パスワードもしくはワンタイムパスワードのいずれかまたは双方を入力し、送信するものとします。
 - ③ 前記①および②の方法に従って本人確認を行い取引を実施した場合には、当行において確認したパスワード等につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、また、当該取引が権限のないもしくは権限を逸脱したお客さま以外の者の行為等によるものであっても、当行は、当該取引を有効なものとして取扱います。
 - ④ 前記①および②にかかわらず金融機関による顧客等の本人確認について定めた法令（政令・省令を含みます。以下「本人確認法令」といいます。）に基づき、一旦受付けた取引であっても、お取扱いきないことがあります。
- (4) メール通知パスワード
- ① 本サービスで当行所定の取引・サービスを行う際は、取引確認用パスワードに加えてメール通知パスワードを入力するものとします。ただし、ワンタイムパスワードを利用している場合は、取引確認用パスワードもしくはメール通知パスワードのいずれかまたは双方に加えて、ワンタイムパスワードを入力するものとします。
 - ② メール通知パスワードは、当行所定の取引画面に遷移した際に、お客さまが登録されている電子メールアドレスに送信します。送信されたメール通知パスワードは、ログアウトするまで何度でも使用できます。なお、1回のログインでメール通知パスワードが複数通知された場合は、当行が最後に送信したメール通知パスワードのみが有効となります。
- (5) ワンタイムパスワード
- ① 本サービスで当行所定の取引・サービスを行うに際してワンタイムパスワードの利用をご希望のお客さまは、当行所定の方法により、ワンタイムパスワードの利用申込を行うものとします。なお、スマートフォン等当行所定の機能を備える端末でインターネットバンキングをご利用されるお客さまは、ワンタイムパスワードの利用申込が必要となります。
 - ② お客さまは、当行所定の方法により、ワンタイムパスワード生成機（以下「トークン」といいます。）をお客さまのスマートフォン、タブレットまたはフューチャーフォン（以下「スマートフォン等」といいます。）にインストールし、初期設定を行うものとします。
 - ③ お客さまは、当行所定の取引依頼等において、トークンが生成するワンタイムパスワードを入力し、当行に送信するものとします（なお、端末の仕様等により自動的に送信される場合があります）。
 - ④ 当行はお客さまに事前に通知することなくトークンのバージョンを変更する場合があります。お客さまは、当行所定の方法によりトークンを最新の状態に更新してください。
 - ⑤ 本サービスが解約された場合、トークンは無効となります。
 - ⑥ お客さまは、トークンをインストールしたスマートフォン等を機種変更・譲渡・廃棄する場合は事前に、トークンをインストールしたスマートフォン等を紛失したり盗まれたりした場合は直ちに、当行所定の方法によりトークンの削除（失効手続）を行うものとします。これらの場合、トークンの削除（失効手続）の完了前に生じた損害について当行は責任を負いません。また、新しいスマートフォン等を使用する場合には、当行所定の方法によりトークンの再インストールを行うものとします。
- (6) 生体認証ログイン機能
- ① 生体認証ログイン機能とは、お客さまがスマートフォン等当行所定の機能を備える端末からインターネットバンキングにログインする際の(3)①の本人確認において、ログインIDおよびログインパスワード、または代表口座の申込店・口座番号およびログインパスワードに代えて、お客さまのスマートフォン等に搭載されている生体認証機能を利用できる機能をいいます。なお、生体認証ログイン機能で利用可能な生体情報（個人の顔、指紋等の身体の一部の特徴）は当行所定のものに限りです。
 - ② 生体認証ログイン機能を利用するためには、当行所定の機能を備える端末により、当行所定の方法で、生体認証ログイン機能の利用登録が必要です。
 - ③ 生体認証ログイン機能で利用するお客さまの生体情報は、当行では取得・保存しません。生体情報および当該生体情報を保存されたスマートフォン等は、お客さまがお客さまご自身で厳重に管理してください。
 - ④ 生体認証ログイン機能の利用登録後でも、インターネットバンキングについては、ログインIDおよびログインパスワード、または代表口座の申込店・口座番号およびログインパスワードによるログインと、生体認証ログイン機能によるログインを、お客さまが当行所定の方法により選択することができます。
 - ⑤ お客さまは生体認証ログイン機能の利用解除手続を当行所定の方法によりすることができます。

(7) 届出電話番号認証

- ① 届出電話番号認証とは、お客さまが当行にお届出の電話番号（本(7)において以下「届出番号」といいます。）から当行が指定する認証先電話番号へ発信し、お客さまから通知された電話番号と届出番号の一致を確認したことを以って行うお客さまの本人確認方法をいいます。
- ② 届出電話番号認証は、当行所定の取引・サービスに対し、当行が当該認証を求めた場合に限りご利用いただくこととなります。

(8) パスワードおよびログインIDの管理

- ① パスワード、ワンタイムパスワードおよびログインIDは、お客さま自身の責任において第三者に知られないよう厳重に管理するものとします。なお、お客さまからお問い合わせがあった際に、お客さまの特定のために当行役職員（当行が本サービスに関する業務を委託する会社の役職員を含みます。）からお客さまにパスワード、ワンタイムパスワードおよびログインIDをお尋ねすることはありません。
- ② ログインパスワードおよび取引確認用パスワードは、一定期間毎あるいは不定期に変更するようにしてください。
- ③ ログインパスワードおよび取引確認用パスワードの変更は、インターネットバンキングにログインし、当行所定の変更画面で新旧のログインパスワードまたは取引確認用パスワードを入力することにより行うことができます。当行が受信した旧ログインパスワードまたは旧取引確認用パスワードと、当行に登録されているログインパスワードまたは取引確認用パスワードが一致した場合に、当行は正当なお客さまからの依頼とみなし、新ログインパスワードまたは新取引確認用パスワードへの変更を行います。
- ④ 登録済の電子メールアドレスを変更、削除する場合には、インターネットバンキングにログインし、お客さま自身で当行所定の方法により登録してください。
- ⑤ お客さまが、当行以外の第三者が提供する、お客さまの口座情報等をホームページ等で一覧表示する等のサービスを利用するためにパスワード等を第三者に開示する場合には、後記A. からC. までによるものとします。
 - A. 当該サービスの利用および当該サービス提供者の選定等は、お客さま自身の責任において行うものとします。
 - B. お客さまが当該サービスを利用するにあたっては、当行は、いかなる場合においても当該サービス提供者の代理人または履行補助者とみなされるものではありません。
 - C. 当行は、お客さまが当該サービスを利用するについて、いかなる義務および責任等も負いません。

(9) 利用の停止および再開

- ① インターネットバンキングにて、パスワードまたはワンタイムパスワードが当行所定の回数以上、誤って入力された場合、当行はインターネットバンキングの利用を一時的に停止します。
- ② 前記①またはパスワード、ログインIDもしくは秘密の質問・回答の失念等によりインターネットバンキングの利用に支障が生じた場合、引き続きインターネットバンキングを利用するためには、パスワードの再登録、ログインIDの再設定または秘密の質問・回答の再登録が必要となりますので、利用再開をご希望のお客さまは、(i)インターネットバンキングログイン画面の各種お手続きから（当行所定のキャッシュカードをお持ちでないお客さまはご利用いただけません。また、お手続き内容によっては、インターネットバンキングでは受付ができないことがあります。）、または(ii)後記A. からC. までのいずれかにその旨を届出、当行所定の手続（締結済の本契約は解約のうえ再契約していただく場合があります。詳細はあおぞらホームコールにお問い合わせください。）を行ってください。
 - A. あおぞらホームコール
 - B. 申込店
 - C. カード紛失共同受付センター（当行の営業日の所定の時間外または銀行休業日の場合。電話番号は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。以下同じです。）
- ③ パスワードおよびログインIDが第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合は直ちに、お客さまは、(i)インターネットバンキングログイン後の当行所定の変更画面からパスワードおよびログインIDの変更、(ii)前記②A. からC. までのいずれかにその旨の届出（この場合、当行はインターネットバンキングの利用を停止します。）、または(iii)インターネットバンキングログイン画面からインターネットバンキングの緊急利用停止の登録をしてください。
- ④ 前記③(ii)または(iii)により利用停止したインターネットバンキングの利用を再開するには、当行所定のお手続きが必要となりますので、利用再開をご希望のお客さまは、前記②A. からC. までのいずれかにその旨を届出、当行所定の手続（締結済の本契約は解約のうえ再契約していただく場合があります。詳細はあおぞらホームコールにお問い合わせください。）を行ってください。

3. (サービス内容)

(1) 照会サービス

利用口座に関する残高照会および入出金明細照会等のうち、利用口座に応じた当行所定の各種照会サービ

スです。

(2) 振込

- ① 手続上指定可能な当行所定の利用口座のうちお客さまが引出口座として指定する口座（以下、この(2)および後記(3)において「引出口座」といいます。）より手続上指定可能な金額を引落とし、当行本支店または当行以外の金融機関の国内本支店の普通預金口座、当座預金口座または貯蓄預金口座のうち、お客さまが指定する口座（以下、この(2)および後記4.(2)⑤において「振込先口座」といいます。）あてに振込をすることができるサービスです。ただし、店舗、預金種類等によっては、引出口座・振込先口座としてお取り扱いできない口座、ご利用いただけないサービスがあります。
- ② 当行がお客さまからの依頼内容に基づいて振込先の金融機関（当行本支店を含みます。）あてに振込通知を発信するための当行所定の準備を完了した後は、振込取引の依頼を変更もしくは取り止めること、または訂正もしくは組戻しの手続を行うことは原則できません。この場合、お客さまと受取人との間で協議してください。なお、これによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

(3) 振替

引出口座より手続上指定可能な金額を引落とし、手続上指定可能な当行所定の利用口座のうち、お客さまが入金口座として指定する口座（以下、この(3)において「預入口座」といいます。）に入金することができるサービスです。ただし、店舗、預金種類等によっては、引出口座・預入口座としてお取り扱いできない口座、ご利用いただけないサービスがあります。

(4) 定期預金取引

- ① 定期預金の預入、中途解約および満期取扱区分変更を行うことができるサービスです。ただし、店舗、預金種類等によっては、お取り扱いできない定期預金、ご利用いただけないサービスがあります。
- ② 預入は、利用口座のうちの普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座のうちの定期預金口座に入金する方法により行うものとします。
- ③ 満期取扱区分変更は、満期日到来前の利用口座の定期預金について、現在設定されている満期時取扱から変更できる手続です。
- ④ 預入または満期取扱区分変更のうちの元金継続もしくは元利金継続をされる定期預金の預入期間、利率等は、当行所定の条件によるものとします。
- ⑤ インターネットバンキングによる満期取扱区分変更の申込は、当行所定の期間内に限ります。

(5) 個人向け外貨預金（普通預金・定期預金）取引

- ① 個人向け外貨普通預金の預入および引出、個人向け外貨定期預金の預入、中途解約および満期解約予約を行うことができるサービスです。ただし、店舗、預金種類等によっては、お取り扱いできない個人向け外貨預金、ご利用いただけないサービスがあります。
- ② お取引店は、当行所定の外貨預金取扱店とします。
- ③ 個人向け外貨普通預金の預入は、利用口座の普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の個人向け外貨普通預金口座に入金する方法により行い、個人向け外貨普通預金の引出は、利用口座の個人向け外貨普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の普通預金口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限ります。）。
- ④ 個人向け外貨定期預金の預入は、後記A. またはB. の口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の個人向け外貨定期預金口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限ります。）。
A. 利用口座の普通預金口座
B. 利用口座の個人向け外貨普通預金口座
- ⑤ 預入される個人向け外貨定期預金の預入期間、利率等は、当行所定の条件によるものとします。
- ⑥ 利用口座の個人向け外貨定期預金の中途解約に係る預金元利金の受取は、解約日に利用口座の個人向け外貨普通預金口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限ります。）。
- ⑦ 利用口座の個人向け外貨定期預金の満期解約予約に係る預金元利金の受取は、満期日に利用口座の個人向け外貨普通預金口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限ります。）。
- ⑧ 個人向け外貨定期預金の満期解約予約は、自動継続停止による解約予約を含みます。
- ⑨ 個人向け外貨定期預金の満期解約予約の申込は、当行所定の期間内に限ります。
- ⑩ お客さまは、あらかじめ当行が交付する契約締結前交付書面に記載の個人向け外貨預金の商品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、個人向け外貨預金に係るリスクについては、お客さまの判断と責任において引き受けるものとします。なお、個人向け外貨定期預金の預入に係る取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。

(6) 投資信託取引

- ① 後記A. およびB. に記載の取引の依頼をすることができるサービスです。なお、投資信託取引の場合、その成立に必要な書類等の受領、提出その他の手続を当行所定の時限までにおとりいただくことがあります。

A. 買付取引

手続上指定可能な当行所定の利用口座のうちお客さまが投資信託受益権または証券投資信託受益証券（以下「投資信託受益権等」といいます。）の買付代金等の引出口座として指定する口座（以下、この(6)において「投信引出口座」といいます。）より手続上指定可能な金額を引落とし、投資信託受益権等を買付け、利用口座の投資信託口座にて保護預り、記載、記録、取扱いをする取引。

B. 換金（解約）取引

利用口座の投資信託口座における投資信託受益権等の全部または一部を換金（解約）し、指定預金口座に入金する取引。

- ② 投資信託受益権等の購入・募集注文に際して、お客さまは、あらかじめ当行が所定の方法により交付する当該商品の投資信託説明書（目論見書）および目論見書補完書面に記載の当該商品の商品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、投資信託取引に係るリスクについては、お客さま自らの判断と責任において引き受けるものとします。なお、投資信託受益権等の取得に係る取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。
- ③ 本サービスにおける投資信託取引の利用時間は当行が別途定めるものとし、かかる利用時間はこの規定や「投資信託取引関連規定」等に定めたものと異なることがあります。
- ④ 1回当たりの取引の限度額および1日当たりの取引の限度額および回数は、当行の定めるそれぞれの金額および回数とします。
- ⑤ 投資信託取引における取引日付（約定日、受渡日等）、取引方法等については、当行所定のものとなります（依頼成立日と約定日は異なることがあります。）。
- ⑥ 精算代金の受渡方法は後記A. およびB. のとおりとします。
 - A. 取得代金の支払は、投信引出口座から必要な金額を引落とし、当行で別に定める決済専用口座へ入金する方法により行うものとします。
 - B. 解約金・売却代金・償還金・収益分配金の受取は、指定預金口座に入金する方法により行うものとします。
- ⑦ 投資信託受益権等は、すべて利用口座の投資信託口座にて保護預りまたは記載もしくは記録され、取扱われます。
- ⑧ 後記A. またはB. に該当する場合には、本サービスにて投資信託取引をご利用いただけません。
 - A. お客さまが指定預金口座を解約した場合。
 - B. お客さまが投資信託口座を解約した場合。

(7) 住所変更申込

- ① 当行へ届出の住所および電話番号等について、インターネットバンキングで変更を申し込むことができるサービスです。
- ② 住所変更の手続は当行所定の方法により行います。
- ③ インターネットバンキングによる住所変更の届出を当行が受付けた場合には、お客さまが指定した口座を含む、すべての口座について同様に変更するものとします。
- ④ ご希望の変更内容によっては、インターネットバンキングでは受付ができないことがあります。この場合、住所変更の申込（ただし、当行所定のものに限ります。）をするには、当行所定の手続（詳細はあおぞらホームコールにお問い合わせください。）が必要となります。

(8) キャッシュカード引出限度額変更

- ① 当行所定のキャッシュカード（Visa デビット機能が付帯されたものも含まれます。）に関し、インターネットバンキングにて、利用口座の当行本支店におけるお客さま名義の普通預金口座からCD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする1日あたりの引出限度額を変更することができるサービスです。
- ② 変更することができる当該1日あたりの引出限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- ③ 引出限度額の変更の手続は当行所定の方法により行います。

(9) 振込・振替限度額の変更

- ① インターネットバンキングにおける1日あたりの振込・振替限度額を、インターネットバンキングで変更することができるサービスです。
- ② 変更することができる当該1日あたりの振込・振替限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- ③ 振込・振替限度額の変更の手続は当行所定の方法により行います。

(10) 各種変更の届出

- ① 当行に届出の事項のうち、前記(7)から(9)までの事項以外の、ログインパスワード、電子メールアドレスなど当行所定の事項について、インターネットバンキングで変更（初期化を含みます。以下、本(10)において同じです。）を申し込むことができるサービスです。
- ② 各種変更の届出の手続は当行所定の方法により行います。
- ③ 受付けた変更の届出の種類・内容によっては、お客さまから届出の対象とする口座の指定があるか否とを問わず、すべての口座について同様に変更することができます。
- ④ ご希望の変更内容によっては、インターネットバンキングでは受付ができないことがあります。この

場合、各種変更の届出（ただし、当行所定のものに限り。）をするには、当行所定の手続（詳細はあおぞらホームコールにお問い合わせください。）が必要となります。

4. (取引の依頼および成立)

(1) 照会サービス

① 照会サービスの依頼

- A. 照会サービスの依頼方法および手続は、当行の定める方法および手順に基づくものとします。
- B. 当行は、前記 2. (3)①の方法に従って本人確認を行った場合には、送信者をお客さまとみなし、受信電文を正当なものとみなします。
- C. 当行は、お客さまからの依頼内容を当行所定の方法でお客さまに確認いたしますので、お客さまは、その内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により依頼内容を当行に通知するものとします。お客さまからの依頼内容は、当行が通知者をお客さまとみなし、この通知を正当なものとみなした時点で確定するものとします。
- D. お客さまからの依頼内容が確定したときは、当行が後記②A. により行う承諾の前後を問わず、当該依頼内容の取消、変更および訂正は、当行がこれらの全部または一部の取扱いをするのが適当と認めた場合を除き、原則できないものとします。

② 照会サービスの利用

- A. 確定したお客さまからの依頼内容に係る当行のお客さまに対する承諾は、当行が当該依頼内容に係る照会結果等を返信することをもって行うものとします。
- B. 照会サービスの利用の対象となる手続ならびに当該手続上指定可能な利用口座は、当行所定のものに限り。
- C. 前記A. において、当行がお客さまに返信する照会結果等（照会時の取引処理状況等によっては正確性を欠いた内容を含むことがあります。）は、残高や入出金明細等を当行が証明するものではなく、訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、お客さまに通知することなく、変更または取消をすることがあります。当行はこのような変更または取消のために生じた損害については、いっさい責任を負いません。

(2) 資金移動等サービス

① 資金移動等サービスの内容

資金移動等サービスとは、前記 3. (2)から(6)までに定める各サービスのことをいいます。

② 資金移動等サービスの依頼

- A. 資金移動等サービスの依頼方法および手続は、当行の定める方法および手順に基づくものとします。
- B. 当行は、前記 2. (3)①の方法に従って本人確認を行った場合には、送信者をお客さまとみなし、受信電文を正当なものとみなします。
- C. 当行は、お客さまからの依頼内容を当行所定の方法でお客さまに確認いたしますので、お客さまは、その内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により依頼内容を当行に通知するものとします。お客さまからの依頼内容は、当行が通知者をお客さまとみなし、この通知を正当なものとみなした時点で確定するものとします。
- D. お客さまからの依頼内容が確定したときは、当行が後記③A. により行う承諾の前後を問わず、当該依頼内容の取消、変更および訂正は、当行がこれらの全部または一部の取扱いをするのが適当と認めた場合（商品によっては当行所定の時限内に限り別途定める手続をさせていただける場合にかかる取扱いをするのが適当と認めることがあります。）を除き、原則できないものとします。

③ 資金移動等サービスの利用

- A. 確定したお客さまからの依頼内容に係る当行のお客さまに対する承諾は、当行が当該依頼内容に係る取引の処理手続に着手することをもって行うものとします。ただし、後記④A. からI. までのいずれか一つにでも該当する場合には、当該依頼内容に係る取引は成立しなかったものとして取扱います。
- B. 前記A. の処理手続において、取引金額・数量の引落とし等の処理をする必要がある場合、当行は、別途定める各種規定およびその他の取引関連諸規定にかかわらず、通帳、証書、各種請求書、カードその他いっさいの提出を要することなく、当行所定の日に、当行所定の方法により、取引金額・数量の引落とし等の処理をすることができるものとします。
- C. 前記B. において、取引金額・数量の引落とし等の処理とは、振込、振替、預金の預入・解約・払戻し・書替継続等および投資信託受益権等の取得・解約等の際に、手続上指定可能な利用口座および投信引出口座のうちお客さまが指定した口座（以下「引落とし等指定口座」といいます。）について行う引落とし等の処理のことをいいます。
- D. 資金移動等サービスによる取引の対象とすることが可能な預金および投資信託の種類・商品は、当行所定のものに限り。
- E. お客さまからの依頼内容に係る取引の約定日・処理日・処理指定日・処理金額その他の内容・条件、資金移動等サービスの利用の対象となる手続ならびに当該手続上指定可能な利用口座、指

定預金口座および投信引出口座は、当行所定のものに限りま

- F. 当行が別途定める当日扱いの締切時刻以降に受付けた取引および銀行休業日に受付けた取引については、翌銀行営業日扱いとさせていただきますことがあります。
- G. 異なる通貨への換算を行う必要がある資金移動等サービスについては、取引時における当行所定の外国為替相場を適用するものとします。
- H. 口座の残高不足等による取引の不成立その他の事由により当行に生じた損害については、お客さまの負担になります。

④ 取引の不成立

後記A. から I. までのいずれか一つにでも該当する場合には、お客さまからの依頼内容に係る取引は、当行のお客さまに対する承諾のいかんにかかわらず、不成立となります。この場合、当行はお客さまに対して特に通知いたしませんので、後記⑥に従いお客さまご自身で取引の成否を確認してください。なお、かかる取扱いによりお客さまに生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

- A. お客さまからの依頼内容に係る取引の処理手続において、取引金額・数量等（手数料・消費税等を含むことがあります。）が、当該取引の引落とし等指定口座から引落とし等の処理をすることができない金額・数量等を超えるとき。
- B. お客さまが指定した口座（引落とし等指定口座を含みます。）が一つでも解約済であるなど不存在のとき。
- C. 引落とし等指定口座について、お客さまから支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき。
- D. 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不相当と認めたとき。
- E. 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明となったことが判明したとき。
- F. 本人確認法令に基づく本人確認が行えなかったとき。
- G. 通信機器、回線・通信網、コンピュータ等の故障、障害等（電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。）により、取扱いができなくなったとき。
- H. お客さまからの依頼内容が確定してから取引の処理日・処理指定日までの市場環境その他の前提事情の変更等により、当行が当該取引に係る契約を成立させない処理（商品の取扱中止、申込みの取消処理等の形式のいかんを問いません。）を必要と認めたとき。
- I. 前記A. からH. までのほか、取引の成立に必要な書類等の受領、提出その他の手続が当行所定の時限までに完了しないなどのやむを得ない事情があり、当行が取扱いを不相当または不可能と認めたとき。

⑤ 取引の処理不能

前記④のほか、振込先口座不存在などの理由により振込先金融機関から振込資金が返却されたとき、または振込先金融機関に振込資金が到着しなかったときなど、振込その他の資金移動等サービスの取引において指定された口座への入金等（投資信託受益権等の購入・保護預り等の処理手続を含みます。）ができない場合には、当行はお客さまの承諾なしに、当該振込金額またはその他の資金移動等サービスに係る取引金額を、当行所定の手数料等があるときはこれを控除して、当行所定の方法により、当該取引の引落とし等指定口座に戻入れます。この場合、引落とし済の振込手数料等の返却はいたしません。

⑥ 取引内容の確認

- A. 資金移動等サービスによる取引後は、すみやかに取引内容が記載された当行所定の郵便物、通帳記入またはインターネットバンキングもしくはあおぞらテレフォンバンキングによる照会サービスの利用等により、取引内容を照合してください。万一、取引内容や残高等に相違がある場合には、直ちにその旨をあおぞらホームコールまたは申込店に届出てください。当行の営業日の所定の時間外または銀行休業日の場合は、カード紛失共同受付センターに直ちにその旨を届出てください。
- B. 前記A. において、お客さまが照合することができる取引内容は、当行所定のものに限りま
- C. 前記A. において、取引内容が記載された当行所定の郵便物とは、資金移動等サービスのうち当行所定の取引を行ったものについて、お客さまの申出にかかわらず、当行がお客さまの届出の住所あてに発送する送付書類のことをいいます。

(3) 申込みサービス

① 申込みサービスの内容

申込みサービスとは、前記3. (7)から(10)までに定める各サービスのことをいいます。

② 申込みサービスの依頼

- A. 申込みサービスの依頼方法および手続は、当行の定める方法および手順に基づくものとします。
- B. 当行は、前記2. (3)①の方法に従って本人確認を行った場合には、送信者をお客さまとみなし、受信電文を正当なものみなします。
- C. 当行は、お客さまからの依頼内容を当行所定の方法でお客さまに確認いたしますので、お客さま

は、その内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により依頼内容を当行に通知するものとします。お客さまからの依頼内容は、当行が通知者をお客さまとみなし、この通知を正当なものとしてみなした時点で確定するものとします。

D. お客さまからの依頼内容が確定したときは、当行が後記③A. により行う承諾の前後を問わず、当該依頼内容の取消、変更および訂正は、当行がこれらの全部または一部の取扱いをするのが適当と認めた場合を除き、原則できないものとします。

③ 申込みサービスの利用

A. 確定したお客さまからの依頼内容に係る当行のお客さまに対する承諾は、当行が当該依頼内容に係る事務処理手続に着手することをもって行うものとします。

B. 申込みサービスの利用の対象となる手続ならびに当該手続上利用可能なサービスは、当行所定のものに限り、

C. 応答済の内容について、訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、お客さまに通知することなく、変更または取消をすることがあります。当行はこのような変更または取消のために生じた損害については、いっさい責任を負いません。

④ 申込内容の確認

A. 申込みサービスの利用後は、その利用に係る依頼日時や手続の成否等を記載した電子メールがお客さまの届出の電子メールアドレスあてに送信されますので、すみやかにインターネットバンキングによる照会サービスの利用等により、申込内容を照合してください。万一、申込内容等に相違がある場合には、直ちにその旨をお客さまにホームコールまたは申込店に届出てください。当行の営業日の所定の時間外または銀行休業日の場合は、カード紛失共同受付センターに直ちにその旨を届出てください。

B. 前記A. において、お客さまが照合することができる申込内容は、当行所定のものに限り、

5. (届出事項の変更等)

(1) 本サービスの初回利用時には、当行とお客さまとの取引に係る通知を行うための当行からお客さまへの電子メールの送信先として、お客さまの電子メールアドレスを当行所定の方法により届出いただきます。

(2) 氏名、住所、電話番号、印章、電子メールアドレスその他の届出事項に変更がある場合には、当行所定の方法により直ちに届出てください。

(3) 印章を失った場合には、直にお客さまからお客さまにホームコールまたは申込店にその旨届出てください。当行の営業日の所定の時間外または銀行休業日の場合は、カード紛失共同受付センターに直ちにその旨を届出てください。

(4) 前記(2)および(3)の届出等を当行所定の手続により受け付けるよりも前に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。また、前記(3)の届出等がなされた場合でも、それより前にインターネットバンキングによりなされた予約取引等については、実行されることがあります。

(5) お客さまの届出の住所あてに当行が通知または送付書類を送付した場合には、郵便事情等の理由により延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

(6) お客さまの届出の電子メールアドレスあてに当行が電子メールを送付した場合には、通信事情等の理由により延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

(7) お客さまの届出の住所あてに送付した通知または送付書類が未着として当行に返戻された場合、当行は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

6. (依頼内容・取引履歴の保管)

(1) お客さまがインターネットバンキングを利用して行った依頼内容・取引履歴は、電磁的記録等により、当行において相当期間保管されます。

(2) 前記4.(2)⑥による照合の結果、取引内容または残高等について相違があることが判明し、お客さまと当行との間で疑義が生じた場合には、前記(1)にて定める当行保管の電磁的記録等の内容を正当なものとして取扱います。

7. (顧客情報の取扱い)

本サービスの利用に関し、当行はお客さまの情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の子会社、関連会社、業務委託先、代理人、またはその他の第三者に処理させることができます。また、当行は、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、お客さまの情報の提出を求められた場合には、その要求に従うことができます。

8. (日本国外からの利用)

お客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、お客さまは本サービスを利

用することはできません。お客さまが、この場合以外で、一時的に日本国外から利用される場合には、当行はそれらの利用に係る行為がすべて日本国内で行われたものとみなします。また、その国の法律・制度・通信事情・端末の仕様などによっては、ご利用いただけないことがあります。なお、日本国外からの利用によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

9. (譲渡・質入れ等の禁止)

本契約上の地位その他本サービスに係るいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に貸与その他の利用をさせることはできません。

10. (契約期間)

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とします。また、お客さままたは当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降毎年同様に継続されるものとします。

11. (解約等)

- (1) 本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行の都合による解約の場合には、当行はお客さまあてに通知を行うものとし、お客さまの都合による解約の場合には、お客さまは当行所定の方法により当行に届出を行うものとし、当行よりお客さまあての通知は、お客さまの届出の住所または電子メールアドレスあてに行いますが、通知が延着し、または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- (2) 代表口座に該当しない利用口座の一部または全部が解約された場合には、本契約のうち当該解約口座に関する部分も解約されたものとみなします。また、代表口座に該当する利用口座が解約された場合には、本契約はすべて解約されたものとみなします。
- (3) 前記(1)および(2)の場合、本サービスの利用による取引で未完了のものが残っているときなど、当行が必要と認めたときは、本契約を即時に解約できないことがあります。また、本契約が解約されても、それより前にインターネットバンキングによりなされた予約取引等については、実行されることがあります。
- (4) お客さまにつき後記①から⑦までのいずれかの事由が一つでも生じた場合には、当行からお客さまに事前の通知等を行うことなく、いつでも当行は本契約を解約し、または本サービスの一部もしくは全部を停止することができるものとします。
 - ① 支払の停止があったとき、または特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類似する法的整理手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含みます。）があったときなど、債務整理に関して裁判所の関与する手続の申立があったとき、もしくはかかる手続が開始されたとき。
 - ② お客さまの預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ③ 相続の開始があったとき。
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明となったことが判明したとき。
 - ⑤ お客さまが当行に対して負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - ⑥ お客さまがこの規定または当行との他の取引約定に違反したとき。
 - ⑦ 前記①から⑥までのほか、当行が本契約の解除を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (5) 本サービスの途中で本契約を解約した場合であっても、いったん徴収した手数料等は返却しません。また、本契約の解約によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

12. (パスワード等の盗用による損害)

- (1) パスワード等の盗用により、他人に本サービスを不正に利用され生じた取引については、お客さまの責めによらず生じ、かつ当行所定の事項を満たす場合、お客さまは当行に対し当該取引に係る損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
- (2) 当行は、お客さまの請求が前記(1)に定める内容であることを確認のうえ、当該取引に係る損害を限度として補てんするものとします。

13. (免責事項)

- (1) お客さまによる本サービスの利用に伴い当行またはお客さまの指定する口座から引落した金額の全部または一部をお客さまに返金する場合、当行は、別に定めがあるときを除き、預金利息、損害金をつけません。返金手続の遅延等に伴いお客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (2) 後記①から⑤までの各場合に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
 - ① 災害、事変、輸送途中の事故、不可抗力による障害、裁判所等公的機関の措置等の事由または当行の責めに帰することができない事由により、取扱いに遅延、停止または不能が生じたとき。
 - ② 当行の責めに帰することができない事由により、端末・通信機器、回線・通信網、コンピュータ等に故障、障害等（電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。）があったとき。

- ③ 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行から伝達された情報等に誤謬、脱漏、欠落等が生じたとき。
 - ④ 当行以外の金融機関・投資信託委託会社等の責めに帰すべき事由があったとき。
 - ⑤ 前記①から④までのほか、当行の責めに帰することができないとき。
- (3) 後記①から④までの各場合、そのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- ① 当行がお客さまの届出の住所あてに発送する「仮ログインパスワードのお知らせ」に記載された仮ログインパスワードが、郵送上の事故等、当行の責めに帰することができない事由により、お客さま以外の第三者の知り得るところとなった場合。
 - ② お客さまが当行所定の方法により届出た住所または電子メールアドレスが、当行の責めに帰することができない事由により、お客さま以外の第三者の住所または電子メールアドレスになっていた場合。
 - ③ お客さまから送信、通知されたパスワード等、口座番号等および依頼内容等が、回線・通信網等の経路における盗聴・不正アクセス等、当行の責めに帰することができない事由により、お客さま以外の第三者の知り得るところとなった場合。
 - ④ 本サービスの利用による取引内容や残高等について、お客さまと当行との間で疑義が生じ、前記 6. (2) による取扱いをした場合。
- (4) 前記 4. の(1)①、(2)②または(3)②により、正当な権限を有するお客さまからの依頼であるとみなしてその依頼を受付けて取扱いしましたうへは、本人確認に供された情報および確認事項(ワンタイムパスワード、パスワードおよび生体情報も含まれますが、これらに限りません。以下同じです。)につき偽造、変造、改ざん、盗用、不正使用その他の事故があっても、また、その依頼が権限のないもしくは権限を逸脱したお客さま以外の者の行為等によるものであっても、それらのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行は、前記 12. による補てん責任を負う場合を除き、いっさい責任を負いません。
- (5) 本サービスの利用において、お客さまが記名押印した申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、印章またはそれらの書類につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。ただし、BANK支店との「印鑑レス取引」(当行の「BANK支店取引規定」4. に定めるところによる。)については、原則、本(5)は適用されず、当行が別途定める「BANK支店取引規定」4. (3) から(5)が適用されます。
- (6) 当行の責めに帰すべき事由による損害のうち、特別の事情によって生じた損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行はいっさい責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- (7) この規定により当行が免責される損害には損失および費用等も含まれるものとします。

14. (サービスの種類・内容等の改廃および規定の変更)

- (1) 本契約におけるサービスの種類・内容等は、当行の都合で改廃することがあります。また、改廃のために、一時的に利用を停止させていただくことがあります。
- (2) 本サービスにかかる利用時間、利用限度、手数料等は、当行の都合で改廃することがあります。
- (3) 前記(1)および(2)の改廃および変更については、当行が適当と認める方法および範囲で告知します。
- (4) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (5) 前記(4)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

15. (規定の準用)

- (1) この規定に定めのない事項については、BANK支店以外の当行本支店を本契約の申込店とするお客さまの場合は、当行の「普通預金規定(通帳式)」「あおぞらダイレクト定期預金規定」「自動継続あおぞらダイレクト定期預金規定」「一部解約可能型定期預金(複利型)規定」「あおぞらキャッシュカード規定」「あおぞらキャッシュカード・プラス(Visa デビット)規定」「振込規定」「投資信託取引関連規定」「個人向け外貨預金取引関連規定」ならびにその他の取引関連諸規定により、BANK支店を本契約の申込店とするお客さまの場合は、当行の「BANK支店取引規定」「普通預金規定(BANK支店)」「あおぞらネット定期預金規定」「自動継続あおぞらネット定期預金規定」「あおぞらキャッシュカード規定」「あおぞらキャッシュカード・プラス(Visa デビット)規定」「振込規定」「BANKアプリ規定」ならびにその他の取引関連諸規定により、取扱います。
- (2) この規定において定義のない用語で、前記(1)の各規定中に定義のある用語については、文脈上別義であることが明白である場合を除き、この規定でもかかる定義と同様に定義された意味を有するものとします。

16. (準拠法・管轄)

本契約および本契約に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

実施日：2020年3月16日

普通預金規定（BANK支店）

「普通預金規定（BANK支店）」（以下「この規定」といいます。）は、当行のBANK支店（以下「当店」といいます。）で開設される普通預金についての当行の取扱いを記載したものです。この預金については、通帳・証書等は発行されず、当店以外の当行の本支店で開設される普通預金に適用される「普通預金規定（通帳式）」の適用はありません。

1.（預金の取引方法）

この預金は、次の場合に本店と取引を行うことができます。なお、原則として、本店を含む当行本支店の窓口での取引はできません。

- ① インターネットバンキングの利用による取引の場合
- ② 当行所定のキャッシュカード（Visa デビット機能が付帯されたものも含み、以下「カード」といいます。）の利用による取引の場合
- ③ その他、当行所定の方法による取引の場合

2.（通帳等）

この預金については、通帳・証書等は発行いたしません。当行所定の期間内における残高と入出金明細を当行所定のウェブサイト上にて一覧で確認することができます。入出金明細の照会結果については、当行所定のファイル形式により所定の端末機器等にダウンロードすることができます。

3.（証券類の受入れ）

この預金口座には、手形、小切手、配当金領収証その他の証券類の受入はいたしません。

4.（振込金の受入れ）

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記録を取り消します。

5.（預金の払戻し）

- (1) この預金は、カードを利用してCD・ATMにより現金での払戻しを行うことができます。
- (2) この預金口座は、当行のデビットカード取引システムの決済口座および当行が別途指定する公共料金等の自動支払いの口座として利用することができます。

6.（CD・ATM故障時等の取扱い）

- (1) 停電、故障等によりCD・ATMによる取扱いができない場合、または通信障害等によりインターネットバンキングによる取扱いができない場合など、当行がやむをえないものと認める場合には、「あおぞらキャッシュカード規定」の5.に定める取扱いのほか、当行所定時間内に限り、当行がCD・ATM故障時の取扱いとして定めた金額を限度として、本店以外の当行本支店の窓口で当行所定の方法によりこの預金の払戻しをすることができます。
- (2) 前記(1)によるこの預金の払戻しをする場合には、払戻請求書その他当行所定の書類に署名して提出のうえ、当行所定の方法により届出のカードの暗証番号（デビット取引用の暗証番号ではありません。以下「暗証」といいます。）を入力する等当行が別途指定する手続きを行ってください。当行が入力された暗証と届出の暗証が一致することを当行所定の方法により確認する等BANK支店取引規定4(3)に定める手続きにより相当の注意をもって、本人確認を行い、正当な取引権限を有するお客さまからの依頼であるとみなしてその依頼を受け付けて取り扱いましたうへは、本人確認に供された情報および確認事項（暗証も含まれますが、これに限りません。以下同じです。）につき偽造、変造、改ざん、盗用、不正使用その他の事故があっても、また、その依頼が無権限、権限逸脱等によるものであっても、そのために生じた損害については、別途定める場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。
- (3) 前記(2)の手続において、当行は、この預金の払戻しをするにつき正当な権限を有することを確認するために当行が別途指定する手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

7.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、当行所定のウェブサイトに表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行が別途指定する方法により、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
 - ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. (規定の準用)

- (1) この規定に定めのない事項については、当行の「BANK支店取引規定」「あおぞらインターネットバンキング規定」「あおぞらキャッシュカード規定」「あおぞらキャッシュカード・プラス(Visaデビット)規定」「振込規定」「あおぞらテレフォンバンキング規定」およびその他の取引関連諸規定により取扱いします。
- (2) この規定において定義のない用語で、前記(1)の各規定中に定義のある用語については、文脈上別義であることが明白である場合を除き、この規定でもかかる定義と同様に定義された意味を有するものとします。

10. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

11. (準拠法・管轄)

この規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

実施日：2020年3月16日

貯蓄預金規定（BANK支店）

「貯蓄預金規定（BANK支店）」（以下「この規定」といいます。）は、当行のBANK支店（以下「当店」といいます。）で開設される貯蓄預金についての当行の取扱いを記載したものです。この預金については、通帳・証書やキャッシュカード等は発行されません。

1.（預金の取引方法）

この預金は、お客さま名義の当店普通預金口座（以下「BANK支店普通預金口座」といいます。）に付随する口座ですので、次の場合にのみ本店と取引を行うことができます。なお、原則として、当店を含む当行本支店の窓口、あおぞらテレフォンバンキングおよびインターネットバンキング（別途当行が定める「あおぞらインターネットバンキング規定」に基づく当行所定の方法によるインターネットバンキングをいいます。以下同じです。）での取引ならびにキャッシュカードの利用による取引はできません。

- ① 当行が提供するスマートフォン端末またはタブレット端末用アプリケーションの「BANKアプリ」（別途当行が定める「BANKアプリ規定」に基づくもの。以下「本アプリ」といいます。）の利用によるBANK支店普通預金口座との間の振替による預入または払戻し取引および本アプリの利用によるその他の取引の場合
- ② その他、当行所定の方法による取引の場合

2.（通帳等）

この預金については、通帳・証書・キャッシュカード等は発行いたしません。当行所定の期間内における残高については、本アプリおよびインターネットバンキングで、また入出金明細については、インターネットバンキングで確認することができます。

3.（証券類の受入れ）

この預金口座には、手形、小切手、配当金領収証その他の証券類の受入れはいたしません。

4.（振込金等の受入れ）

- (1) この預金口座には、為替による振込金の受入れはいたしません。
- (2) この預金口座には、この規定において別途定めるところを除き、当行以外の金融機関および当行本支店からの振替、振込または入金を受入れはいたしません。
- (3) この預金は、原則、本アプリの利用によるBANK支店普通預金口座からの振替のみにより預入を行うことができます。

5.（預金の払戻し）

- (1) この預金は、原則、本アプリの利用によるBANK支店普通預金口座への振替のみにより払戻しを行うことができます。
- (2) この預金は、現金、証券類、あおぞらテレフォンバンキング、インターネットバンキング、キャッシュカードならびに提携ATMでの払戻しはできません。
- (3) この預金口座は、公共料金・クレジット代金等の自動支払いの口座として利用することはできません。
- (4) この預金口座は、デビットカード取引システムの決済口座として利用することはできません。

6.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として毎年2月と8月の当行所定の日に、当行所定のウェブサイトに表示する毎日の貯蓄預金の利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

7.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行が別途指定する方法により、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間

を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

8. (規定の準用)

- (1) この規定に定めのない事項については、当行の「BANK支店取引規定」、「BANKアプリ規定」、「あおぞらインターネットバンキング規定」およびその他の取引関連諸規定により取扱います。
- (2) この規定において定義のない用語で、前記(1)の各規定中に定義のある用語については、文脈上別義であることが明白である場合を除き、この規定でもかかる定義と同様に定義された意味を有するものとします。

9. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

10. (準拠法・管轄)

この規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

実施日：2020年3月16日

あおぞらネット定期預金規定

1. (預金の預入れ)

この預金は、当行所定の手続に従い、当行のBANK支店(以下「当店」といいます。)にて口座を開設し、あおぞらインターネットバンキングを利用して預け入れをする場合に、お取扱いいたします。この預金については、通帳・証書等は発行されません。

2. (預金の支払時期・方法)

(1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

(2) 特約によりこの預金は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元利金は、満期日にあらかじめ指定された当行のお客さま名義の預金口座に入金するものとします。ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後に後記5.(2)の方法により支払います。

3. (証券類の受入れの禁止)

この預金は、小切手その他の証券類の受入れができません。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および当初預け入れ時における約定の利率(以下「約定利率」といいます。)によって預入日の6か月後・1年後の応当日を満期日とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期日とした場合には6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を後記5.(1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率によって預入日の6か月後・1年後の応当日を満期日とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期日とした場合には6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続等)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金は、満期日より前の当行所定の期間内であれば、当行所定のサービスの利用により、その満期時の取扱い(ただし、当行所定のものに限り、)を当行で別に定めるところに従い変更すること(以下、後記(2)において「満期取扱区分変更」といいます。)ができます。

(3) この預金の解約、書替継続等に関し、前記2.(2)に定める満期日自動解約および前記(1)の満期取扱区分変更以外の方法によりお取扱い(前記4.(3)に定める満期日前の解約を含みます。)するときは、あおぞらホームコール(電話番号(各種お問い合わせ・ご相談、あおぞらテレフォンバンキング以外の手続など専用フリーダイヤル)は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。)に電話にてご連絡の上、当行が別途指定する場合を除き、当行より送付される払戻請求書その他当行所定の書類に署名して、かつ、「印鑑レス取引」(当行の「BANK支店取引規定」4.に定めるところによる。)に関する、当行の「BANK支店取引規定4.」の定めに従った手続を取って、本店に提出してください。また、この預金をあおぞらテレフォンバンキングの利用により満期日前に解約するときは、テレフォンバンキングセンター(電話番号(あおぞらテレフォンバンキング専用フリーダイヤル)は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。)に電話にてご連絡の上、当行所定の手続を行ってください。なお、取扱いの内容によっては、当行所定の本人確認の手続が必要な場合があります。また、この預金をあおぞらインターネットバンキングの利用により満期日前に解約するときは、お客さまご自身が画面より当行所定の方法および操作手順に基づいて、お手続きを行ってください。

6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行が別途指定する方法により、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から

相殺されるものとします。

- ① 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ② 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率を適用し、預入日の6か月後・1年後の応当日を満期日とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期日とした場合には6か月複利の方法で計算するものとし、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金利率を適用し、単利の方法で計算するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

7. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の「BANK支店取引規定」「あおぞらインターネットバンキング規定」「あおぞらテレフォンバンキング規定」等関連する規定により取扱います。

8. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

9. (準拠法・管轄)

この規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

実施日：2020年3月16日

自動継続あおぞらネット定期預金規定

1. (預金の預入れ)

この預金は、当行所定の手続に従い、当行のBANK支店(以下「当店」といいます。)にて口座を開設し、あおぞらインターネットバンキングを利用して預け入れをする場合に、お取扱いいたします。この預金については、通帳・証書等は発行されません。
2. (自動継続)
 - (1) この預金は、満期日に前回と同一の期間のあおぞらネット定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
 - (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
 - (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日。以下同じです。)よりも前の当行所定の期間内に、当行所定のサービスの利用により、その旨の依頼手続を別に定めるところに従い行ってください。この手続が当行所定の時期までに当行所定の方法によりなされたときは、この預金の元金または元利金は満期日に当該手続において指定された預金口座に入金されます。
3. (証券類の受入れの禁止)

この預金は、小切手その他の証券類の受入れができません。
4. (利息)
 - (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下、この4.(1)において同じです。)から満期日の前日までの日数および当初預け入れ時(継続後の預金については継続時)における約定の利率(以下「約定利率」といいます。)によって預入日の6か月後・1年後の応当日を満期とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期とした場合には6か月複利の方法で計算し、満期日に元金に組入れて継続、または、あらかじめ指定された当行のお客さま名義の預金口座に入金します。
 - (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - (3) この預金を後記5.(1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数について当行所定の利率によって預入日の6か月後・1年後の応当日を満期とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期とした場合には6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
5. (預金の解約、書替継続等)
 - (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
 - (2) この預金の解約、書替継続等に関し、前記2.(1)に定める自動継続および前記2.(3)に定める満期取扱区分変更以外の方法によりお取扱い(前記4.(3)に定める満期日前の解約を含みます。)するときは、あおぞらホームコール(電話番号(各種お問い合わせ・ご相談、あおぞらテレフォンバンキング以外の手続など専用フリーダイヤル)は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。)に電話にてご連絡の上、当行が別途指定する場合を除き、当行より送付される払戻請求書その他当行所定の書類に署名して、かつ、「印鑑レス取引」(当行の「BANK支店取引規定」4.に定めるところによる。)に関する、当行の「BANK支店取引規定」4.の定めに従った手続を取って、当店に提出してください。また、この預金をあおぞらテレフォンバンキングの利用により満期日前に解約するときは、テレフォンバンキングセンター(電話番号(あおぞらテレフォンバンキング専用フリーダイヤル)は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。)に電話にてご連絡の上、当行所定の手続を行ってください。なお、取扱いの内容によっては、当行所定の本人確認の手続が必要な場合があります。また、この預金をあおぞらインターネットバンキングの利用により満期日前に解約するときは、お客さまご自身が画面より当行所定の方法および操作手順に基づいて、お手続きを行ってください。
6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
 - (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
 - (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、

当行が別途指定する方法により、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。

③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率を適用し、預入日の6か月後・1年後の応当日を満期とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期とした場合には6か月複利の方法で計算するものとし、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金利率を適用し、単利の方法で計算するものとします。

② 入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

7. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の「BANK支店取引規定」「あおぞらインターネットバンキング規定」「あおぞらテレフォンバンキング規定」等関連する規定により取扱います。

8. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することができるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

9. (準拠法・管轄)

この規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

実施日：2020年3月16日

キャッシュカード・テレフォンバンキング関連規定

あおぞらキャッシュカード規定

あおぞらキャッシュカード規定（準用される各種規定およびその他の取引関連諸規定等も含み、以下「この規定」といいます。）は、お客さまが当行本支店（BANK支店を含みます。）に有するご本人名義の普通預金について当行から交付される当行所定のキャッシュカード（V i s aデビット機能が付帯されたものも含み、以下「カード」といいます。）を、現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）による普通預金の預入れ、ATMまたは現金自動支払機（以下「CD」といい、ATMと総称して「CD・ATM」といいます。）による普通預金の払戻しその他の取引（以下これらを総称して「国内ATM等による取引」といいます。）に利用する場合の当行の取扱いを記載したものです。お客さまは、この規定の内容を十分に理解し、承認したうえで、当行所定の方法によりカードの暗証番号（デビット取引用の暗証番号ではありません。以下「暗証」といいます。）の届出をして当行から交付されるカードを、自らの判断と責任において、利用するものとします。

1.（カードの利用・発行等）

- (1) 国内ATM等による取引に関し、カードは、後記①から③までの場合に利用することができます。
 - ①当行所定の金融機関等（ただし、当行がATMの利用に係る現金預入業務を提携した金融機関等に限り、以下「入金提携先」といいます。）のATMを使用して普通預金に預入れをする場合
 - ②当行所定の金融機関等（ただし、当行がCD・ATMの利用に係る現金支払業務を提携した金融機関等に限り、以下「出金提携先」といいます。）のCD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする場合
 - ③その他、別に当行が定めた取引をする場合
- (2) 当行のお客さまに対するカードの交付は、当行所定の方法によるものとします。お客さまから届出のあった氏名、住所にあてて当行から発送したカードが未着として当行に返戻された場合、未着となった事由のいかんを問わず、返戻されたカードは、当行からの通知によって破棄することができ、お客さまはこのことにあらかじめ同意し、カードの交付を希望するときは、改めてそのための所定の手続のいっさいを行うものとします。
- (3) カードには有効期限のあるものとなないものがあります。有効期限のあるものはカード表面に記載した年月の末日がそのカードの有効期限になります。
- (4) カードの有効期限到来前にお客さまから届出のあった氏名、住所にあてて当行から有効期限を更新した新カードを発送したときは、新カードの表面に記載した年月の末日が新たな有効期限となります。なお、前記（2）の定めは、カードの更新の場合にも準用されるものとします。
- (5) 当行は、カード（有効期限のないカードも含みます。）が有効であっても、カードの利用を留保、制限または停止する別の定めに従い、国内ATM等による取引をおことわりすることがあります。
- (6) カード（有効期限のないカードも含みます。）が有効であるときに国内ATM等による取引に利用された場合の取扱いについては、無効となった後もこの規定を適用するものとします。

2.（ATMによる普通預金の預入れ）

- (1) ATMを使用して普通預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる預入れは、ATMの機種により当行または入金提携先所定の種類の紙幣に限り、また、1回あたりの入金額は、当行または入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3.（CD・ATMによる普通預金の払戻し）

- (1) CD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする場合には、CD・ATMの画面表示等の操作手順に従って、CD・ATMにカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) CD・ATMによる払戻しは、CD・ATMの機種により当行または出金提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または出金提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) CD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする1日あたりの引出限度額は当行所定の金額の範囲内とします。
- (4) お客さまは、CD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする1日あたりの引出限度額を当行所定の金額の範囲内で任意に設定または変更することができます。ただし、受付可能な設定または変更は当行所定のものに限ります。また、当該設定または変更の手続は当行所定の方法によるものとします。
- (5) CD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記4.（1）に規定するCD・ATM利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

4.（CD・ATM利用手数料等）

- (1) ATMを使用して普通預金に預入れをする場合、CD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする場合には、当行および入金提携先・出金提携先所定のCD・ATMの利用に関する手数料（以下「CD・ATM利用手数料

料」といいます。)をいただきます。

- (2) CD・ATM利用手数料は、普通預金の預入れ時・払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで当該普通預金口座から自動的に引落します。なお、入金提携先・出金提携先のCD・ATM利用手数料は、当行から入金提携先・出金提携先に支払います。

5. (CD・ATM故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等によりATMによる取扱いができないなど、当行がやむを得ないと認めた場合には、当行所定時間内に限り、当行本支店の窓口(日本国内にある当行本支店の窓口に限ります。以下同様とします。)でカードにより普通預金の預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等によりCD・ATMによる取扱いができないなど、当行がやむを得ないと認めた場合には、当行所定時間内に限り、当行がCD・ATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより普通預金の払戻しをすることができます。なお、出金提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前記(2)による普通預金の払戻しをする場合には、当行所定の用紙に必要事項を記入のうえ、カードとともに提出し、備付けのテンキーパッドを使用して届出の暗証を端末に入力するなど、当行所定の手続をしてください。
- (4) 前記(3)の手続において、当行は、普通預金の払戻しをするにつき正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示その他の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

6. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額およびCD・ATM利用手数料金額の通帳記入は、通帳が当行本支店の窓口へ提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合の通帳記入についても同様とします。

7. (カードの喪失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合、カードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、直ちにお客さまから書面その他当行所定の方法によって当行に届出てください。この届出を受けたときは、直ちに当行はカードによる普通預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、後記9. から11. までに定める場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 前記(1)の届出の前にカードの喪失等の通知があった場合も前記(1)と同様とします。なお、この場合も直ちにお客さまから書面その他当行所定の方法によって当行に届出てください。
- (3) 氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合、または当行が必要と認めた場合には、直ちにお客さまから書面その他当行所定の方法によって変更事項を当行に届出てください。この場合、当行が必要と認めるときは、カードもあわせて提出してください。この届出の前に生じた損害については、当行に責めのある場合または別に定めのある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (4) 暗証を他人に知られてしまった場合には、直ちにお客さまからあおぞらテレフォンバンキングの利用その他当行所定の方法によって暗証の変更をしてください。この変更の前に生じた損害については、当行に責めのある場合または別に定めのある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (5) お客さまから届出のあった氏名、住所にあてて当行から通知または送付書類を発送した場合には、郵便事情等の理由により延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (6) お客さまから届出のあった氏名、住所にあてて当行が行った通知または発送した送付物が未着として当行に返戻された場合、当行は通知または送付物の発送を中止し、当行の判断によりお客さまによるカードの利用を制限または停止することができるものとします。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。
- (7) カードの喪失、暗証の失念その他の事由によるカードの再発行は、当行がこれを適当と認めたときに限り、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。なお、前記1. (2)の定めは、カードの再発行の場合にも準用されるものとします。
- (8) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただく場合があります。なお、従来利用していたカードは、当行の指示に従って直ちに当行へ返却するかまたはお客さまの責任において切り込みを入れて破棄してください。これらを怠ったことにより生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

8. (カード・暗証の管理等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。
- (2) お客さまは、暗証の照会はできません。暗証を失念した場合、当行所定の再発行手数料の支払その他のカードの再発行手続が必要となります。
- (3) 当行がCD・ATMの操作の際に使用されたカードを当行がお客さまに交付したのものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を当行所定の方法により確認して普通預金の払戻しをしたう場合は、カードまたは

暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当行および入金提携先・出金提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造または変造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当行の責任については、後記9. から11. までに定めるところによります。

- (4) 当行が当行本支店の窓口で提出されたカードを確認し、端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を当行所定の方法により確認して普通預金の払戻しをした場合の当行の責任についても前記(3)と同様とします。
- (5) 有効期限の到来その他の事由により無効となったカード(有効期限のないカードも含みます。)の取扱いに関し、お客さま(その相続人等を含みます。)は、当行の指示に従って直ちにカードを当行へ返却するかまたはお客さま(その相続人等を含みます。)の責任においてカードに切り込みを入れて破棄するものとします。これらを怠ったことにより生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

9. (偽造カード等による払戻し等)

- (1) 偽造または変造カードによる払戻しについては、お客さまの故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であってお客さまに重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、お客さまは、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。
- (2) 前記(1)の規定は、当行と普通預金契約を締結する個人で、名義のいかんにかかわらず個人の預金と認められるものに対してのみ適用されます。

10. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、後記①から③までのすべてに該当する場合、お客さまは当行に対して当該払戻しに係る損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しがお客さまの故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しに係る損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、お客さまに過失(重大な過失を除きます。)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(1)および(2)の規定は、前記(1)に係る当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カード等を用いて行われた不正な普通預金の払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、後記①または②のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、後記A. からC. までのいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しがお客さまの重大な過失により行われたこと
 - B. お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われたこと
 - C. お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあったこと
- (5) 前記(1)から(4)までの規定は、当行と普通預金契約を締結する個人で、名義のいかんにかかわらず個人の預金と認められるものに対してのみ適用されます。

11. (CD・ATMへの誤入力等)

CD・ATMの使用に際し、金額等の誤入力またはCD・ATMの誤操作等により発生した損害については、当行および入金提携先・出金提携先は責任を負いません。

12. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは、他人に譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

13. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、当行所定の書式により当行に届出たうえで、そのカードを返却してください。また、別の定めに従い、普通預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、カードの利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを取扱店に返却してください。
- (3) 後記①から④までの各場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを取扱店に返却してください。ただし、取扱店の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受ける等により、当行が、お客さまが利用するものであり、利用停止の事由が解消されていることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①前記12. に違反した場合
 - ②別の定めに従い、普通預金口座の預金取引の全部または一部が停止された場合
 - ③普通預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合
 - ④カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

14. (規定の準用等)

- (1) この規定に定めのない事項については、当行所定の関連する諸規定等により取扱います。
- (2) この規定の定めに従った取扱いにより他の取引（デビット取引も含みます。）にも影響が生じうる事項については、この規定を準用するものとします。

15. (準拠法、裁判管轄権)

- (1) この取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

16. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

実施日：2020年3月16日

あおぞらキャッシュカード・プラス（Visa デビット）規定

あおぞらキャッシュカード・プラス（Visa デビット）規定（準用される各種規定およびその他の取引関連諸規定等も含み、以下「この規定」といいます。）は、会員が当行本支店（BANK支店を含みます。）に有するご本人名義の普通預金口座（以下「預金口座」といいます。）について当行から交付される当行所定のキャッシュカード（ただし、Visa デビット機能が付帯されたものに限ります。以下「カード」といいます。）をデビット取引（後記2.（1）②において定義された意味を有します。）に利用する場合の当行の取扱いを記載したものです。なお、会員がカードをキャッシュカード関連取引（後記2.（1）①において定義された意味を有します。）に利用する場合には、「あおぞらキャッシュカード規定」（これに関連するキャッシュカードに係る当行の定める取引の諸規定等も含み、以下「キャッシュカード関連規定」といいます。）により取扱います。会員は、キャッシュカード関連規定およびこの規定の内容を十分に理解し、承認したうえで、当行所定の方法によりカードの暗証番号およびデビット取引用の暗証番号（後記5.（1）において定義された意味を有します。）の届出をして当行から交付されるカードを、自らの判断と責任において、利用するものとします。

1.（会員）

- （1）会員になれる方は、預金口座を有し、かつ、当行所定の方法に従い当行のデビットカード取引システム（以下「カードシステム」といいます。）への入会の申込みをした日本国内に居住する個人とします。
- （2）入会契約（会員の預金口座をカードシステムの決済口座とする合意を含みます。）は、当行が会員として認めたときに成立します。

2.（会員によるカードの利用等）

- （1）会員は、カードを、後記①の場合のほか、後記②の場合にも利用することができます。
 - ①会員がキャッシュカード関連規定に定める取引（これに付随する取引等も含み、以下「キャッシュカード関連取引」といいます。）をする場合
 - ②Visa Worldwide Pte. Limited（以下「国際提携組織」といいます。）と提携した金融機関・クレジット会社の加盟店（Jデビット加盟店ではありません。以下「加盟店」といいます。）の施設・店舗等（海外のCD・ATM、インターネット上のオンラインショッピングサイト等も含みます。）において、会員が商品を購入または役務の提供を受けること（海外のCD・ATMでの現地通貨等の引き出しも含み、以下「売買取引等」といいます。）に伴い、会員に履行義務が発生する債務（海外のCD・ATMの利用の際の設置機関所定の利用手数料等も含み、以下「売買取引等債務」といいます。）を、会員の預金口座からの預金の払戻しによって、国際提携組織所定の手続に従って、弁済する取引（これに付随する取引等も含み、以下「デビット取引」といいます。）をする場合
- （2）会員は、デビット取引の利用に関し、加盟店の売上処理手続等の理由から、暫定引落額（後記7.（3）①において定義された意味を有します。）と確定引落額（後記7.（3）②において定義された意味を有します。）に相違が生じる場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- （3）会員は、デビット取引の利用に伴い当行が提供する各種サービス等（テレフォンサービスまたはインターネットサービスによる当行所定の各種変更・照会も含みます。以下同様とします。）の利用もすることができます。この場合、当行から提供を受ける各種サービス等の内容によっては、当行所定の手数料等をいただくことがあります。
- （4）デビット取引の利用に伴い会員に履行義務が発生する手数料、費用、損害金等は、当行が適当と認める時期に会員の預金口座から引落してその弁済に充当することができるものとします。ただし、別に定めがあるときは、その定めに従います。
- （5）会員によるデビット取引の利用に伴い当行が会員の預金口座から引落し（前記（1）②の預金の払戻しおよび前記（4）の引落しを含みますが、これらに限りません。）をする場合、通帳および払戻請求書の提出ならびにキャッシュカード関連規定に定める本人確認手続および預金払戻手続は不要とします。
- （6）会員によるデビット取引の利用に伴い当行が会員の預金口座から引落した金額の全部または一部を会員に返金する場合、当行所定の手続により当行が適当と認める時期に会員の預金口座に入金する方法により行います。

3.（カードの発行、管理等）

- （1）当行は、会員に対し、会員氏名、会員番号およびカードの有効期限等（以下「カード情報」といいます。）を表示したカードを発行し貸与します。
- （2）当行の会員に対するカードの交付は、当行所定の方法によるものとします。会員は、当行からカードを受取ったときは、直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。
- （3）カードの所有権は当行に帰属します。カードおよびカード情報は、カードの署名欄に自署した会員ご本人のみが使用でき、他人に貸与、譲渡または担保に提供するなど、カードの占有を第三者に移転したりカードおよびカード情報を第三者に開示したり使用させたりすることはいっさいできないものとします。
- （4）会員は善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用、保管するものとします。
- （5）会員は、カードの種類や発行体系により別途特約がある場合には、その特約に従うものとします。

- (6) 会員から届出のあった氏名、住所にあてて当行から発送したカードが未着として当行に返戻された場合、未着となった事由のいかんを問わず、返戻されたカードは、当行からの通知によって破棄することができ、会員はこのことあらかじめ同意し、カードの交付を希望するときは、改めてそのための所定の手続のいっさいを行うものとします。

4. (カードの有効期限)

- (1) カードの有効期限は当行が定めるものとし、カード表面に記載した年月の末日までとします。
- (2) カードの有効期限到来前に会員から届出のあった氏名、住所にあてて当行から有効期限を更新した新カードを発送したときは、新カードの表面に記載した年月の末日が新たな有効期限となります。なお、前記3. (6)の定めは、カードの更新の場合にも準用されるものとします。
- (3) カードがその有効期限内にデビット取引に利用された場合の取扱いについては、その有効期限経過後においてもこの規定を適用するものとします。なお、会員資格の取消その他の事由により退会となる前にカードがデビット取引に利用された場合の取扱いも同様とします。

5. (デビット取引用の暗証番号、パスワード等)

- (1) 会員は、当行所定の方法により、カードに関するV i s a デビット用の暗証番号（以下「デビット取引用の暗証番号」といいます。）の届出（新規登録）をするものとします。
- (2) 会員は、デビット取引用の暗証番号の照会はできません。デビット取引用の暗証番号を失念した場合、またはこれを変更する場合には、当行所定の再発行手数料の支払その他のカードの再発行手続が必要となります。
- (3) 当行は、当行所定の方法により、テレホンサービス用のパスワード（4桁の数字）を登録し、会員に通知するものとします。会員は、当行所定の方法により、テレホンサービス用のパスワードを変更できるものとします。テレホンサービスを利用して当行から提供を受けることができるサービスの内容、ご利用の方法・手順その他の事項は当行が別に定めるところによるものとします。
- (4) 会員は、当行所定の方法により、インターネットサービス用のIDおよびパスワードの届出（新規登録）をすることができるものとします。また、当行所定の方法により、インターネットサービス用のIDまたはパスワードを変更できるものとします。インターネットサービスを利用して当行から提供を受けることができるサービスの内容、ご利用の方法・手順その他の事項は当行が別に定めるところによるものとします。
- (5) 会員は、後記①から④までの各場合には、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号等の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。推測されやすい番号等を利用したことにより生じた損害に対し、当行に責めのある場合を除き、当行はいっさい責任を負わないものとします。
- ①デビット取引用の暗証番号の届出（新規登録）または変更をする場合
- ②テレホンサービス用のパスワードの変更をする場合
- ③インターネットサービス用のIDおよびパスワードの届出（新規登録）をする場合
- ④インターネットサービス用のIDまたはパスワードの変更をする場合
- (6) 会員は、デビット取引用の暗証番号、テレホンサービス用のパスワードならびにインターネットサービス用のIDおよびパスワードを他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。会員はこれらのいずれかが使用されて生じたいっさいの債務（損害も含まれます。）については、当行に責めのある場合または別に定めのある場合を除き、会員においてその責めを負うものとし、当行はいっさい責任を負わないものとします。
- (7) 会員がテレホンサービスまたはインターネットサービスを利用して当行から提供を受けたサービスの依頼内容・利用履歴は、電磁的記録等により、当行において相当期間保管されます。
- (8) 会員によるテレホンサービスまたはインターネットサービスの利用に関し、依頼内容と処理内容に相違があることが判明し、会員と当行との間で疑義が生じた場合には、前記（7）に定める当行保管の電磁的記録等の内容を正当なものとして取扱います。

6. (カードの利用方法)

- (1) 加盟店の施設・店舗等における売買取引等の場合（ただし、後記（3）および（4）の場合は除きます。）、会員は、カードを提示し、加盟店より案内される方法および手順に従って、デビット取引に係る機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）にカード情報を読み取らせ、所定の用紙等への署名またはデビット取引用の暗証番号の入力をするなど、当行が適当と認める手続を行うことにより、カードを利用することができるものとします。
- (2) 前記（1）の場合、端末機の故障その他の事由により当行がやむを得ないと認めてデビット取引に必要な手続を指示したときは、前記（1）にかかわらず、その指示する方法および手順に従って、手続を行うものとします。
- (3) 通信販売等（インターネットを用いた通信販売も含まれます。以下同様とします。）に係る購入代金等の決済が必要となる売買取引等の場合、会員は、加盟店より案内される方法および手順に従って、インターネット、電話、FAX、はがき等を用いてカード情報を送信、通知するなど、当行が適当と認める手続を行うことにより、カードを利用することができるものとします。

- (4) 通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済が必要となる売買取引等（ただし、当行が適当と認めたものに限り。）の場合、会員は、自己の責任において、加盟店より案内される方法および手順に従って、カード情報を事前に当該加盟店に登録するなど、当行が適当と認める手続を行うことにより、カードを利用することができるものとします。この場合、登録したカード情報等の内容に変更があったとき、または会員資格の取消その他の事由により退会となったときは、会員は、その旨を当該加盟店に通知し、決済手段の変更のための手続を行うものとします。また、当行が必要または適当と認めたときは、会員は、当行が会員に代わってカード情報等の変更内容またはカードの無効情報等を当該加盟店に通知する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- (5) デビット取引の利用金額・利用状況、購入商品・権利・提供を受ける役務の種類によっては、カードの利用について、その都度、当行の承認が必要となります。この場合、会員は、加盟店が当行に対してカードの利用に関する照会を行うこと、および当行が必要または適当と認める範囲においてかかる照会に対し回答することをあらかじめ承諾するものとします。
- (6) 会員のカードの利用状況または決済状況等によっては、当行が適当でない判断してカードの利用をおことわりすることがあります。また、高速道路・携帯電話等の利用や貴金属・金券類・パソコン等の購入については、カードの利用を制限または停止することがあります。
- (7) 当行は、会員のカードもしくはカード情報が第三者によって不正に使用されている、またはそのおそれがあると判断した場合、会員のカードの利用を留保またはおことわりすることがあります。この場合、会員は、当行が、会員に直接または加盟店を通じて所定の本人確認の調査を行うことをあらかじめ承諾するものとします。
- (8) 会員は、デビット取引後は、速やかに預金口座の通帳記入または当行が提供する各種サービス等の利用により、デビット取引の内容を確認するものとします。
- (9) カードの利用による取引上の紛議は、会員と加盟店との間において解決し、それによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。なお、カードの利用により加盟店と売買取引等を行った後に、会員と加盟店との合意によってこれを取消す場合には、その代金の精算については当行所定の方法によるものとします。
- (10) 会員は、売買取引等の特定と内容確認のため、カードの利用により購入した商品、サービスその他の取引の内容およびそれに関する情報が、加盟店から当行に開示されることを承諾するものとします。
- (11) 会員は、カードシステム、通信回線、端末機のメンテナンス、故障、障害等の場合には、売買取引等およびデビット取引を行うことができない場合があることを異議なく承諾するものとします。
- (12) 当行が適当でない判断した加盟店では、当行の判断によりカードの利用をおことわりすることができるものとします。

7. (デビット取引の利用限度額)

- (1) デビット取引の1日あたりの利用限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- (2) 会員は、デビット取引の1日あたりの利用限度額を当行所定の金額の範囲内で変更することができます。ただし、受付可能な変更は当行所定のものに限り、また、当該変更の手続は当行所定の方法によるものとします。
- (3) 会員は、預金口座から預金の払戻しをすることができる金額を超えてデビット取引を行うことはできないものとします。ただし、後記①から④までの各場合は除きます。
 - ①加盟店からのデビット取引の利用情報（以下「利用情報」といいます。）が当行に到達したのがカードシステムの休止時間中であった場合で、利用情報に記載された売買取引等債務相当額（以下「暫定引落額」といいます。）が、その引落とし時点（休止時間経過後となります。）における会員の預金口座の残高を上回っていたとき
 - ②後記8.（2）①の保留手続がなされている場合において、当行に到達した加盟店からのデビット取引に伴う売上確定情報（以下「売上確定情報」といいます。）に記載された売買取引等債務相当額（以下「確定引落額」といいます。）が暫定引落額を上回るときの差額（以下「引落不足額」といいます。）が、その引落とし時点における会員の預金口座の残高を上回っていたとき
 - ③加盟店との通信事情等により、加盟店から当行に利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達した場合（前記6.（4）により通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードが利用された場合も含みます。以下後記8.（2）③において同様とします。）において、確定引落額が、その引落とし時点における会員の預金口座の残高を上回っていたとき
 - ④前記①から③までのほか、当行がやむを得ないものと認めたとき

8. (デビット取引の決済方法等)

- (1) 会員が前記6.の（1）から（4）までに基づき加盟店との売買取引等においてカードを利用した場合には、カード情報がオンラインまたは所定の方法を用いて加盟店から当行に送信、通知されるなどの所定の手続が行われ、当行と加盟店を結ぶ加盟店設置の端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されるなど、当行からの取引承認の通知がオンラインまたは所定の方法を用いてなされることを条件として、デビット取引が成立するものとします。この場合、当行は、会員から当行に対して売買取引等債務相当額の預金払戻し指示お

よび当該預金払戻金による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなして、保留手続を行うなどの取扱いをします。

(2) 保留手続は、後記①から④までの各場合に依りて行います。

①利用情報が当行に到達した場合（ただし、売上確定情報が当行に到達する前に限ります。）

当行は、適当と認める時期に暫定引落額を会員の預金口座から引落し（以下「暫定引落額の引落し」といいます。）のうえ、売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額（確定引落額に手数料等が含まれるときの当該手数料等も含みます。以下後記②（a）および（b）、後記③ならびに後記（4）において同様とします。）の弁済に充てるために、暫定引落額に相当する額を保留額とする保留手続を行います。

②利用情報、売上確定情報のいずれも当行に到達している場合

A. 前記①の保留手続がなされている場合において、確定引落額が暫定引落額を上回るとき

当行は、適当と認める時期に引落不足額を会員の預金口座から引落し（以下「引落不足額の追加引落し」といいます。）のうえ、売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の弁済に充てるために、引落不足額に相当する額を保留額とする保留手続を行います。

B. 前記①の保留手続がなされていない場合

当行は、適当と認める時期に確定引落額を会員の預金口座から引落し（以下「確定引落額の引落し」といいます。）のうえ、売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の弁済に充てるために、確定引落額に相当する額を保留額とする保留手続を行います。

③加盟店との通信事情等により、加盟店から当行に利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達した場合
当行は、適当と認める時期に確定引落額の引落しを行ったうえ、売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の弁済に充てるために、確定引落額に相当する額を保留額とする保留手続を行います。

④預金口座の残高不足その他の事由により、（a）前記①の保留手続がなされておらず、かつ、前記②（B）の保留手続もなされていない場合、（b）前記①の保留手続はなされているが、前記②（A）の保留手続がなされていない場合、または（c）前記③の保留手続がなされていない場合において、当行に到達した売上確定情報に基づき後記（3）の弁済がなされたとき（以下「請求による即時弁済事由」といいます。）

当行は、適当と認める時期に引落不足額の追加引落しまたは確定引落額の引落しを行ったうえ、会員の当行に対する立替金その他の債務の弁済に充てるために、引落不足額または確定引落額に相当する額を保留額とする保留手続を行います。

(3) 売上確定情報が当行に到達した場合には、保留手続がなされていると否とにかかわらず、当行は、売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の弁済を、国際提携組織所定の手続に従って所定の時期に行います。なお、当行がこの弁済を行うについては、当行の会員に対する事前の通知等を要せず、履行の方法、金額について当行の任意に実行して差し支えないものとします。

(4) 前記（3）の場合、前記（2）の①から③までのいずれかの保留手続がなされているときは、当行は、保留額をもって売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の全部または一部の弁済に充当します。この場合、かかる弁済充当をしてもなお保留額に余剰（前記（2）①の保留手続がなされている場合において、暫定引落額が確定引落額を上回るときの差額であって、以下「引落余剰額」といいます。）が生じたときは、当行は、適当と認める時期にこれを会員の預金口座に返金（以下「引落余剰額の返金」といいます。）するものとします。

(5) 前記（3）の場合、前記（2）④の保留手続がなされたときは、当行は、後記10.（1）の請求があったものとみなして、保留額をもって会員の当行に対する立替金その他の債務の弁済に充当します。

(6) 暫定引落額の引落しがなされている場合において、売上確定情報が当行に到達せず、一定期間が経過したときは、当行は、所定の手続により、原則として、暫定引落額に相当する額を、当行が適当と認める時期に会員の預金口座に返金します。ただし、その後、売上確定情報が当行に到達した場合には、前記（2）の②（b）または④に基づき、再度、保留手続を行い、かつ、前記（3）から（5）までの定めに従い決済を行います。

9.（海外利用代金の決済レート等）

(1) 日本国外におけるデビット取引において、暫定引落額の引落し、引落不足額の追加引落しまたは引落余剰額の返金を行うときの暫定引落額について円貨への換算を行う際の外国為替相場については、利用情報が国際提携組織に到達した時点における当行所定の外国為替相場（国際提携組織の指定するレートを基準に当行が合理的に決定する相場）を適用するものとします。なお、この相場の適用にあたり、会員は、当行所定の海外取引関係事務処理経費に相当する手数料等が含まれる場合があることにあらかじめ同意するものとします。

(2) 日本国外におけるデビット取引において、引落不足額の追加引落し、引落余剰額の返金または確定引落額の引落しを行うときの確定引落額について円貨への換算を行う際の外国為替相場については、売上確定情報が国際提携組織に到達した時点における当行所定の外国為替相場（国際提携組織の指定するレートを基準に当行が合理的に決定する相場）を適用するものとします。なお、この相場の適用にあたり、会員は、当行所定の海外取引関係事務処理経費に相当する手数料等が含まれる場合があることにあらかじめ同意するものとします。

(3) 前記（1）および（2）のほか、日本国外におけるデビット取引において、円貨への換算を行う際の外国為替相場については、当行が適当と認めた時点における当行所定の外国為替相場（国際提携組織の指定するレートを基準に当行が合理的に決定する相場）を適用するものとします。

(4) 会員は、日本国外におけるデビット取引において、当行が会員の預金口座から引落した金額の全部または一部

の返金をするにあたり、これに含まれる手数料等の全部または一部の返金が行われない場合があることにあらかじめ同意するものとします。

- (5) 会員は、前記(1)から(4)までにより、外国為替相場の動向等によっては、日本国外におけるデビット取引において、預金口座への返金額が預金口座からの引落額を下回る場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- (6) 会員は、日本国外でカードを利用するについては、現に適用されている、または今後適用される外国為替等に関する諸法令等を遵守し、当該諸法令等を遵守するうえで当行が必要と判断した許可書、証明書その他当行が指定する書類等(以下「必要書類等」といいます。)を、当行の求めに応じ提出するものとします。必要書類等が提出されない場合、または当該諸法令等の遵守のため当行が必要と認めた場合、もしくは当該諸法令等による規制が行われた場合、会員によるカードの利用が制限または停止される場合があることに会員はあらかじめ同意するものとします。

10. (デビット取引の決済不能時の立替金その他の債務の履行等)

- (1) 請求による即時弁済事由が生じた場合には、会員は、当行からの請求によって、引落不足額または確定引落額に相当する額について、当行に対する立替金その他の債務の履行義務を負い、直ちに弁済します。
- (2) 会員の当行に対する立替金その他の債務の履行義務が発生したにもかかわらず、会員がその債務の履行を遅滞した場合、当行は、その債務と会員の預金その他の当行に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができ、また、事前の通知および所定の手続を省略して、会員に代わり諸預け金の払戻しを受け、会員の当行に対する債務の弁済に充当することができるものとします。かかる相殺または弁済充当を行う場合の債権債務の利息、遅延損害金等の計算についてはその期間を計算実行の日までとし、利率等は当行の定めによるものとし、外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。なお、かかる相殺または弁済充当を行っても、会員の債務全額を消滅させるに足りないときは、当行が適当と認める順序方法により充当することができ、会員はその充当に対して異議を述べないものとします。会員による弁済の場合も同様とします。
- (3) 前記(2)の相殺または弁済充当を行う場合、会員は、当行が後記①および②に基づく取扱いをすることにあらかじめ同意します。
 - ① 当行は前記(2)の相殺または弁済充当の実行に必要な範囲で会員との各種預金その他の取引(当行から会員に提供される各種サービス等を含みます。)の全部または一部を当行の会員に対する通知により解約することができるものとします。
 - ② 当行の占有している会員の動産、手形、債券その他の有価証券は、必ずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により当行において取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を、前記(2)の相殺または弁済充当に用いることができるものとします。
- (4) 前記(2)および(3)により生じた手数料、費用、損害金等については、当行に責めのある場合または別に定めのある場合を除き、すべて会員が支払い、当行はいっさい責任を負いません。
- (5) 会員の当行に対する立替金その他の債務の履行義務が発生したにもかかわらず、会員がその債務の履行を遅滞した場合、会員のデビット取引に関する客観的な取引事実および当該取引事実に基づく個人情報が、当行の加盟する、または今後加盟する個人信用情報機関に所定の期間登録され、当行が加盟する、または今後加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員の取引事実情報に関する調査のために利用されることに同意するものとします。なお、当行が加盟する個人信用情報機関の名称その他の必要な事項については、当行ホームページ上に掲示する方法または当行所定の方法で会員に通知するものとします。

11. (デビット取引の利用に伴う預金口座の入出金取引金額の通帳記入)

会員によるデビット取引の利用に伴う預金口座の入出金取引金額の通帳記入は、通帳が当行本支店の窓口で提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合の通帳記入についても同様とします。

12. (カードの喪失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合、カードもしくはカード情報がカードの偽造・変造、盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、直ちに会員から書面その他当行所定の方法によって当行に届出てください。この届出を受けたときは、直ちに当行はカードの利用の停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行に責めのある場合または別に定めのある場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。
- (2) 前記(1)の届出の前にカードの喪失等の通知があった場合も前記(1)と同様とします。なお、この場合も直ちに会員から書面その他当行所定の方法によって当行に届出てください。
- (3) 氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の届出事項に変更があった場合、または当行が必要と認めた場合には、直ちに会員から書面その他当行所定の方法によって変更事項を当行に届出てください。この場合、当行が必要と認めたときは、カードもあわせて提出してください。この届出の前に生じた損害については、当行に責めのある場合または別に定めのある場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

- (4) デビット取引用の暗証番号、テレホンサービス用のパスワードまたはインターネットサービス用のIDもしくはパスワードを他人に知られてしまった場合には、直ちに会員から書面その他当行所定の方法によってこれらの変更をしてください。この変更の前に生じた損害については、当行に責めのある場合または別に定めのある場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。
- (5) 会員から届出のあった氏名、住所にあてて当行から通知または送付書類を発送した場合には、郵便事情等の理由により延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (6) 会員から届出のあった電子メールアドレスにあてて当行が電子メールを送信した場合には、通信事情等の理由により延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (7) 会員から届出のあった氏名、住所にあてて当行が行った通知または発送した送付物が未着として当行に返戻された場合、当行は通知または送付物の発送を中止し、当行の判断により会員によるカードの利用を制限または停止することができるものとします。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

1 3. (カードの再発行)

- (1) カードの喪失、デビット取引用の暗証番号の変更その他の事由によるカードの再発行は、当行がこれを適当と認めたときに限り、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。なお、前記3. (6)の定めは、カードの再発行の場合にも準用されるものとします。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただく場合があります。
- (3) 会員は、カードの再発行によって、カード情報が従前のカード情報から変更される場合があることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、従来利用していたカードは、当行の指示に従って直ちに当行へ返却するかまたは会員の責任において切り込みを入れて破棄してください。これらを怠ったことにより生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

1 4. (カードの偽造・変造、盗難・紛失および損害の補てん)

- (1) カードまたはカード情報がカードの偽造・変造、盗難・紛失により他人に使用された場合、そのカードまたはカード情報の使用に起因して生じるいっさいの加盟店等の債権については、当行はこれらに対応する債務を売買取引等債務とみなしてこの規定を適用し、この規定に定めるところに従い決済を行うものとし、それに関する責任はすべて会員が負うものとします。
- (2) 前記(1)にかかわらず、会員がカードの偽造・変造、盗難・紛失の事実を速やかに当行へ直接電話等により通知のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の書類を当行に提出した場合には、当行は、当行へ通知が行われた日(以下「当該日」といいます。)の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを会員が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日から当該日の60日後の日までの間に発生した損害(ただし、利息その他これに含まれないものとして当行が別に定めるものは除きます。)の額に相当する金額について、当行はその補てんを当行所定の方法により行うものとします。ただし、後記①から⑧までのいずれか一つにでも該当する場合、当行は、その補てんを行いません。
 - ①カードもしくはカード情報の不正使用またはカードの偽造・変造、盗難・紛失が会員または会員の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令等違反によって生じた場合
 - ②会員の家族(同居の親族、別居の未婚の子)、同居人、留守人、使用人、会員からの依頼を受けて身の回りの世話をする者その他の会員の関係者(以下「会員の家族その他の関係者」といいます。)がカードもしくはカード情報の不正使用またはカードの偽造・変造、盗難・紛失に関与した場合
 - ③戦争、暴動、地震、核燃料物質(使用済燃料を含みます。)の特性等による著しい社会秩序の混乱に乗じたまたはこれに付随してカードの偽造・変造、盗難・紛失が生じた場合
 - ④カードの利用の際、届出のデビット取引用の暗証番号が使用された場合(ただし、会員または会員の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令等違反によらず、かつ、会員の家族その他の関係者の関与もなく、届出のデビット取引用の暗証番号の不正使用が生じたと当行が認めた場合はこの限りではありません。)
 - ⑤この規定の各条項のいずれかに違反している状況において、カードもしくはカード情報の不正使用またはカードの偽造・変造、盗難・紛失が生じた場合
 - ⑥会員が当行から求められた帳票その他の書類等の提出を拒むなど、当行の調査に協力しない場合
 - ⑦会員が当行の調査に対し十分な説明を行わない場合
 - ⑧会員から当行に説明のあった事実関係または会員から当行に提出された帳票その他の書類等において、重要な虚偽があった場合

1 5. (当行の調査への協力)

会員は、後記①から③までの各場合には、帳票その他の書類等を当行に提出し、十分な説明を行うなど、当行の調査に協力するものとします。

- ①会員がカードの偽造・変造、盗難・紛失の事実を当行へ通知した場合

- ②会員が加盟店の入力ミス等により誤って預金口座から引落された金額の返金を求める場合
- ③前記①および②のほか、当行が必要と認める調査を実施するにあたり、会員に対してその調査への協力を求めた場合

16. (カードの利用・貸与の停止、会員資格の取消による退会)

- (1) 請求による即時弁済事由が生じた場合、もしくはそのおそれがあると当行が判断した場合(前記7.(3)の①から④までの各場合も含みます。)、または退会となる会員資格の取消その他の事由が一つでも生じた場合、もしくはそのおそれがあると当行が判断した場合、当行から会員に事前の通知等を行うことなく、いつでも当行は後記①から④までの全部または一部の措置をとることができるものとし、これに伴い生じた損害については何らの責任も負わないものとします。
 - ①カードの利用の停止
 - ②カードの貸与の停止およびカードの返却請求
 - ③カードの無効化およびその旨の加盟店への通知
 - ④預金口座からの出金の停止
- (2) 前記(1)の①から④までの措置は、当行所定の方法により行うものとします。
- (3) 会員について後記①から⑦までのいずれかの事由が一つでも生じた場合には、当行からの通知催告等がなくても、会員資格は当然に取消になるものとします。
 - ①支払の停止があったとき、または特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類似する法的整理手続開始の申立(日本国外における同様の申立を含みます。)があったときなど、債務整理に関して裁判所の関与する手続の申立があったとき、もしくはかかる手続が開始されたとき
 - ②手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ③会員の預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき
 - ④住所変更の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により、当行において会員の所在が不明となったことが判明したとき
 - ⑤相続の開始があったことを当行が認知したとき
 - ⑥カードの更新が行われなかったとき
 - ⑦預金口座が解約されたとき
- (4) 会員について後記①から⑨までのいずれかの事由が一つでも生じた場合には、当行の会員に対する通知によって、会員資格は取消になるものとします。
 - ①この規定上の債務か否かにかかわらず、会員が当行に対する債務の全部または一部の履行を遅滞したとき
 - ②当行への届出事項に関して、届出を怠り、または虚偽の申告をしたとき
 - ③当行との取引約定(この規定の各条項を含みます。)の一つにでも違反したとき
 - ④「普通預金規定(通帳式)」10.(2)の①から③までのいずれかの事由が一つでも生じたとき
 - ⑤「あおぞらキャッシュカード規定」13.(3)の①から④までのいずれかの事由が一つでも生じたとき
 - ⑥会員のカードの利用状況または決済状況等から、カードまたはカード情報の使用、保管が適当でないときと当行が判断したとき
 - ⑦カードが偽造・変造、盗難・紛失等により不正に使用されている、またはそのおそれがあると当行が判断したとき
 - ⑧会員から届出のあった氏名、住所にあてて当行が行った通知または発送した送付物が未着として当行に返戻されたとき
 - ⑨前記①から⑧までのほか、当行が会員として不適当と認めたとき

17. (退会等)

- (1) 会員は、退会を申出することができます。退会申出の方法・手順その他の事項(未払債務の支払その他の手続も含みます。)は当行が別に定めるところによるものとします。
- (2) 会員資格の取消その他の事由により退会となったときのカードの取扱いに関し、会員(その相続人等を含みます。)は、当行の指示に従って直ちにカードを当行へ返却するかまたは会員(その相続人等を含みます。)の責任においてカードに切り込みを入れて破棄するものとします。これらを怠ったことにより生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

18. (遅延損害金)

会員は、当行に対する立替金その他の債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し年14%の割合による損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。

19. (免責)

- (1) 会員によるデビット取引の利用に伴い当行が会員の預金口座から引落した金額の全部または一部を会員に返金する場合、当行は、その責めに帰すべき事由のいかんを問わず、預金利息、損害金をつけません。返金手続の遅延等に伴い会員または第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

- (2) 後記①から⑤までの各場合に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- ①災害、事変、輸送途中の事故、不可抗力による障害、裁判所等公的機関の措置等の事由または当行の責めに帰することができない事由により、取扱いに遅延、停止または不能が生じた場合
 - ②カードシステム、通信回線、端末機のメンテナンス、当行の責めに帰することができない事由による故障、障害等の場合
 - ③カードシステムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行から伝達された情報等に誤謬、脱漏、欠落等が生じた場合
 - ④当行以外の金融機関・クレジット会社等の責めに帰すべき事由があった場合
 - ⑤前記①から④までのほか、当行の責めに帰することができない場合
- (3) 後記①から④までの各場合、そのために会員または第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- ①会員から届出のあった氏名、住所にあてて当行から発送する送付書類等に記載されたテレホンサービス用のパスワード等が、郵送上の事故等、当行の責めに帰することができない事由により、会員以外の第三者の知り得るところとなったとき
 - ②会員から届出のあった住所または電子メールアドレスが、当行の責めに帰することができない事由により、会員以外の第三者の住所または電子メールアドレスになっていたとき
 - ③デビット取引用の暗証番号、テレホンサービス用のパスワード、インターネットサービス用のIDもしくはパスワードまたは依頼内容等が、回線・通信網等の経路における盗聴・不正アクセス等、当行の責めに帰することができない事由により、会員以外の第三者の知り得るところとなったとき
 - ④処理内容について、会員と当行との間で疑義が生じ、前記5. (8)による取扱いをしたとき
- (4) テレホンサービスまたはインターネットサービスを利用して当行から提供を受けることができるサービスにつきその依頼をする際に、パスワードその他の会員の本人確認に供された番号等に偽造、変造、改ざん、盗用、不正使用その他の事故があっても、また、その依頼が権限のないもしくは権限を逸脱した会員以外の者の行為等によるものであっても、それらのために会員または第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (5) 会員または第三者に生じた損害について当行が責任を負う場合であっても、特別の事情によって生じた損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行はいっさい責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- (6) この規定により当行が免責される損害には損失および費用等も含まれるものとします。

20. (債権の譲渡)

会員は、当行が立替金その他の会員に対する債権を第三者に譲渡することについて、あらかじめ承諾します。債権が譲渡された場合、会員は、当該債権につき、相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消の抗弁権その他いっさいの抗弁権を放棄します。

21. (各種サービス等の種類・内容等の改廃・変更および規定の変更)

- (1) 各種サービス等の種類・内容等(ご利用の方法・手順も含まれます。)は、当行の都合で改廃・変更することがあります。また、改廃・変更のために、一時的にカードの利用を停止させていただくことがあります。
- (2) 利用限度額、手数料等は、当行の都合で改廃・変更することがあります。
- (3) 前記(1)および(2)の改廃および変更については、当行が適当と認める方法および範囲で告知します。
- (4) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (5) 前記(4)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

22. (準拠法、裁判管轄権)

- (1) 会員と当行との諸取引および当行が会員に提供する各種サービス等の契約準拠法は日本法とします。
- (2) 前記(1)の諸取引および各種サービス等について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

23. (規定の準用等)

- (1) この規定に定めのない事項については、当行の「普通預金規定」その他カードに係る当行の定める取引の諸規定等のほか、当行が適当と認める方法および範囲で会員にご案内する別の定めにより取扱います。
- (2) この規定の定めに従った取扱いにより他の取引(キャッシュカード関連取引も含まれます。)にも影響が生じる事項については、この規定を準用するものとします。

以上

実施日：2020年3月16日

あおぞらキャッシュカード・プラス VISA 認証サービス（3Dセキュア）利用規定

この規定は、当行のデビットカード取引システムの会員（以下「会員」といいます。）が、V i s a 認証サービス（後記1. ③において定義された意味を有します。）を利用する場合の当行の取扱いを記載したものです。V i s a 認証サービス利用者（後記1. ④において定義された意味を有します。）は、この規定の内容を十分に理解し、承認したうえで、自らの判断と責任においてV i s a 認証サービスを利用するものとします。

1. （定義）

次に掲げる各用語は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、この規定において次に定める意味を有するものとします。

- ①「インターネットサービス」とは、会員がパーソナルコンピューター・携帯電話機等の通信機器（以下「機器」といいます。）の操作を通じて、インターネット・携帯電話の通信会社が提供するネットワークサービス（以下「インターネット等」といいます。）により、あおぞらキャッシュカード・プラスデビット専用WEB（以下「デビット専用WEB」といいます。）において、当行に対し取引の依頼を行い、当行が手続きを行うサービスをいいます。
- ②「カード」とは、会員が当行本支店（BANK支店を含みます。）に有するご本人名義の普通預金口座について当行から交付される当行所定のキャッシュカード（ただし、V i s a デビット機能が付帯されたものに限ります。）をいいます。
- ③「V i s a 認証サービス」とは、「あおぞらキャッシュカード・プラスV i s a 認証サービス（3Dセキュア）」のことをいいます。
- ④「V i s a 認証サービス利用者」とは、V i s a 認証サービスを利用することに同意した会員をいいます。
- ⑤「V i s a 認証情報」とは、V i s a 認証サービス利用者が、デビット専用WEBにおいて登録したV i s a 認証用パスワードを含む所定の認証情報をいいます（あおぞらキャッシュカード・プラス（V i s a デビット）規定5.（4）に定めるインターネットサービス用のIDおよびパスワードとは異なります。）。

2. （V i s a 認証サービス利用登録等）

- (1) V i s a 認証サービス利用者は、V i s a 認証サービスに対応した加盟店で電子商取引を行う際、V i s a 認証情報を当行が指定する画面に入力することにより、V i s a 認証サービスを利用することができます。
- (2) V i s a 認証サービス利用者は、V i s a 認証情報が、V i s a 認証サービスの認証情報として利用されることに同意します。
- (3) カードの再発行等でカード番号が変更となった場合、V i s a 認証情報は無効となります。この場合、V i s a 認証サービス利用者は改めてデビット専用WEBでV i s a 認証情報の登録を行うことにより、V i s a 認証サービスが利用できるようになります。また、V i s a 認証情報を失念した場合、V i s a 認証サービス利用者はデビット専用WEBで改めてV i s a 認証情報の登録を行うことにより、V i s a 認証サービスが利用できるようになります。
- (4) V i s a 認証サービス利用者は、V i s a 認証情報を他人に知られてしまった場合には、デビット専用WEBでこれらの変更をしてください。この変更の前に生じた損害については、当行に責めのある場合または別に定めのある場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。
- (5) V i s a 認証サービスは、デビットカード取引システムからの退会または会員資格の取消により、自動的に利用できなくなります。なお、V i s a 認証サービスは、それ以外の方法により、V i s a 認証サービス利用者が任意に利用を停止することはできません。

3. （V i s a 認証サービスの利用）

- (1) V i s a 認証サービスの利用に際して、V i s a 認証サービス利用者はその都度、当行が指定する画面にV i s a 認証用パスワードを入力し、当行に通知します。当行は通知された情報と当行の登録情報との一致をもって本人確認します。
- (2) 当行に通知されたV i s a 認証用パスワードが連続して規定回数を超えて誤った場合、当行は安全のため、該当のV i s a 認証サービスの電子商取引を停止します。

4. （V i s a 認証サービス利用者の管理責任）

- (1) V i s a 認証サービス利用者はV i s a 認証情報の登録・再登録・変更（以下「登録等」といいます。）の場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号等の利用を避け、また自己のV i s a 認証情報が他人に知られないよう厳重に管理するものとします。
- (2) V i s a 認証情報が使用されて生じたいっさいの債務（損害も含みます。）については、当行に責めのある場合または別に定めのある場合を除き、V i s a 認証サービス利用者においてその責めを負うものとし、当行はいっさい責任を負わないものとします。

5. (V i s a 認証サービス利用者の禁止事項)

(1) V i s a 認証サービス利用者は次の行為を行わないものとします。

- ①V i s a 認証サービスの利用・登録を行う際、虚偽の情報を送信・登録する行為
- ②V i s a 認証サービスによって得られた情報を営利目的に利用する行為
- ③法令に違反する行為または違反するおそれのある行為
- ④V i s a 認証サービスの権利の譲渡にあたる行為
- ⑤その他、当行が不相当と認めた行為

(2) V i s a 認証サービスの内容、情報などV i s a 認証サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべて当行その他の権利者に帰属するものであり、V i s a 認証サービス利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしないものとします。

6. (利用登録抹消)

当行は以下の場合には登録されたV i s a 認証情報をV i s a 認証サービス利用者に事前・事後に通知することなく削除し、利用登録を抹消できるものとします。

- ①V i s a 認証サービス利用者がデビットカード取引システムから退会した場合または会員資格が取消となった場合
- ②V i s a 認証サービス利用者がV i s a 認証情報の登録等の際、またはV i s a 認証サービス利用の際に虚偽の申告、登録等をした場合
- ③V i s a 認証サービス利用者のカードの不正利用によって被害が発生したときや、当行に届出た氏名、住所等に変更があり、直ちに当行所定の方法により手続きを行わなかった場合など正確なV i s a 認証サービスの提供が困難と予測される場合
- ④V i s a 認証サービス利用者がこの規定に反する行為をするなど、当行が不相当と認めた行為を行った場合

7. (V i s a 認証情報の不正利用および損害の補てん)

V i s a 認証情報はあおぞらキャッシュカード・プラス (V i s a デビット) 規定14. (1) に定める「カード情報」に含まれるものとし、V i s a 認証情報が第三者に不正に使用された場合のV i s a 認証サービス利用者の責任および損害の補てんについては、同条 (1) および (2) の規定によるものとします。

8. (免責)

(1) 次の各号の事由により、V i s a 認証サービスの取り扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

- ①災害・事変・裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき。
- ②当行または提携会社等のシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。
- ③当行以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があったとき。
- ④前記①から③までのほか、当行の責めに帰することができない事由があったとき。

(2) V i s a 認証情報が回線・通信網等の経路における盗聴・不正アクセス等、当行の責めに帰することができない事由により、V i s a 認証サービス利用者以外の第三者の知り得るところとなった場合、別に定めのある場合を除き、そのためにV i s a 認証サービス利用者または第三者に生じた損害について、当行はいっさい責任を負いません。

9. (V i s a 認証サービスの一時停止・中止)

(1) V i s a 認証サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。なお、利用時間は当行システムが保持する時刻を基準とします。ただし、利用時間中であっても、事前に告知なく以下の理由によりV i s a 認証サービスの運営を一時中止する場合があります。

- ①V i s a 認証サービスの運営に必要な機器、システムの保守点検
- ②システムの切替による設備更新
- ③天災、災害による装置の故障
- ④その他当行が必要と判断した場合

(2) 当行はホームページに公開するなどの方法でV i s a 認証サービス利用者に通知することにより、V i s a 認証サービスを任意に追加、変更、中止できるものとします。

(3) 前2項によるV i s a 認証サービスの追加、変更、中止等の結果、V i s a 認証サービス利用者に不利益が生じても、当行はいっさい責任を負わないものとします。

10. (システム上の安全対策)

V i s a 認証サービスにおいて、当行が採用する暗号技術を含めたシステム上の安全対策等は、当行が妥当と判断したものであり、当行がその完全性、安全性等を保証するものではありませんが、V i s a 認証サービス利用者はV i s a 認証サービスの利用に際し、公衆回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および当行が採用するシステム上の安全対策等について了承しているものとみなします。

1 1. (情報の提供)

V i s a 認証サービス利用者は、当行が必要と認めた場合には、提携会社等のシステムの運営体に対して必要な範囲で、V i s a 認証サービス利用者の承諾を得ずにV i s a 認証サービス利用者に関する情報を開示することを了承しているものとします。

1 2. (準拠法、裁判管轄権)

- (1) 会員と当行との諸取引および当行が会員に提供する各種サービス等の契約準拠法は日本法とします。
- (2) 前記(1)の諸取引および各種サービス等について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

1 3. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

1 4. (規定の準用等)

- (1) この規定に定めのない事項については、当行の「普通預金規定」「あおぞらキャッシュカード・プラス(V i s a デビット) 規定」その他カードに係る当行の定める取引の諸規定等のほか、当行が適当と認める方法および範囲で会員にご案内する別の定めにより取扱います。
- (2) この規定の定めに従った取扱いにより他の取引にも影響が生じうる事項については、この規定を準用するものとします。

以上

実施日：2020年3月16日

あおぞらテレフォンバンキング規定

あおぞらテレフォンバンキング規定（以下「この規定」といいます。）は、契約者ご本人（以下「お客さま」といいます。）が自らの計算において「あおぞらテレフォンバンキング」を利用する場合の当行の取扱いを記載したものです。お客さまは、この規定（準用される各種規定およびその他の取引関連諸規定を含みます。）の内容を十分に理解し、承認したうえで、自らの判断と責任において、あおぞらテレフォンバンキングを利用するものとします。

1. あおぞらテレフォンバンキング

(1) あおぞらテレフォンバンキング（以下「本サービス」といいます。）とは、お客さまが当行所定の電話機を通じて当行所定の取引を依頼した場合に、当行所定の前提要件が充足されていることが当行において確認できることを条件として、当行がその手続を行うサービスをいいます。

(2) 利用可能なサービス

お客さまがご利用いただけるサービスは、後記①から③までのとおりとします。ただし、一部の店舗ではご利用いただけないサービスがあります。

① 照会サービス

② 資金移動等サービス

A. 振込

B. 振替

C. 定期預金取引

D. 個人向け円仕組預金取引

E. 個人向け外貨預金（普通預金・定期預金・特約付外貨定期預金（仕組預金））取引

F. 投資信託取引

③ 申込・届出受付サービス

A. 住所変更申込

B. 各種変更の届出等

(3) 利用可能なお客さま

本サービスをご利用いただけるお客さまは、当行本支店にお客さま名義の普通預金口座を有し、かつ、当行本支店で書面その他当行所定の方法により本サービスの申込をした日本国内に居住する個人で、当行が利用を認めたお客さまとします。

(4) 利用口座

① 利用口座は、当行本支店におけるお客さま名義の普通預金口座、個人向け外貨普通預金口座、定期預金口座、個人向け円仕組預金口座、個人向け外貨定期預金口座、個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）口座（以下、この①において「当該預金等口座」といいます。）および投資信託口座（以下、この①において「当該投信口座」といいます。）のうち、後記A. およびB. に該当する口座とします。

A. 当該預金等口座のうち申込店（お客さまから本サービスの申込を受付けた当行本支店をいいます。以下同じです。）を取扱店とする口座は、利用口座とすることを制限する別の定めがあるときを除き、お客さまの指定の有無にかかわらず、すべて利用口座とします。

B. 当該預金等口座のうち申込店以外の店舗を取扱店とする口座および当該投信口座は、利用口座とすることを制限する別の定めがあるときを除き、あらかじめお客さまより指定のあったものを利用口座とします。

② 前記①B. の利用口座の追加、削除については、お客さまから書面その他当行所定の方法によりお届けください。

③ 本サービスの利用口座とあおぞらインターネットバンキングの利用口座とは一致しないことがあります。

(5) 代表口座

① 代表口座は、利用口座のうち、代表口座としてあらかじめお客さまより指定のあった申込店におけるお客さま名義の普通預金口座とします。

② 本サービスでは、代表口座の変更はお取り扱いできません。

③ 本サービスの代表口座とあおぞらインターネットバンキングの代表口座とは一致しないことがあります。

(6) 指定預金口座

「投信総合取引規定」「外国証券取引口座規定」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託特定口座取引規定（特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式配当等受領委任に関する規定）」「累積投資規定」により構成されている当行所定の取引関連規定（以下「投資信託取引関連規定」といいます。）に定める指定預金口座で、投資信託受益権または証券投資信託受益証券（以下「投資信託受益権等」といいます。）の取得、解約、売却、償還等に係る金銭の引落としおよび受取り等のための口座を本サービスにおける指定預金口座とします。

(7) 事前登録口座

事前登録口座は、後記A. およびB. に該当する口座のうち、あらかじめお客さまより指定のあった口座とします。

A. 当行本支店における第三者名義の普通預金口座

B. 当行以外の金融機関の国内本支店におけるお客さま名義または第三者名義の普通預金口座、当座預金口座および貯蓄預金口座

(8) 利用時間

本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。ただし、この時間内にもかかわらず、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部がご利用できないことがあります。

(9) 利用限度

本サービスの1日に取扱う取引金額・数量の上限およびその他の利用限度は、当行が別途定めた限度内とします。

(10) 手数料等

- ① 本サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料等をいただくことがあります。
- ② 本サービスによる振込、振替、振込の組戻しおよび変更その他当行所定の取引については、当行が別途定めた振込手数料、振替手数料、組戻料および振込変更手数料その他当行所定の手数料等をいただきます。
- ③ 前記①および②の手数料等は、当行またはお客さまの指定する口座から、当行が別途定める各種規定およびその他の取引関連諸規定にかかわらず、通帳、証書、各種請求書、カードその他いっさいの提出を要することなく、当行所定の日に、当行所定の方法により、自動的に引落します。

2. サービス内容

(1) 照会サービス

利用口座に関する残高照会および取引内容照会等の当行所定の各種照会サービスです。

(2) 資金移動等サービス

① 振込

- A. 利用口座の普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落とし、事前登録口座の当行本支店における第三者名義の普通預金口座ならびに事前登録口座の当行以外の金融機関の国内本支店におけるお客さま名義または第三者名義の普通預金口座、当座預金口座および貯蓄預金口座のうち、お客さまが指定する口座あてに電信扱いで振込をすることができるサービスです。
- B. 当行がお客さまからの依頼内容に基づいて振込先の金融機関あてに振込通知を発信した後は、振込取引の依頼を変更もしくは取り止めること、または訂正もしくは組戻しの手続を行うことは原則できません。この場合、お客さまと受取人との間で協議してください。なお、これによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

② 振替

後記 a. から b. までに記載の処理の依頼をすることができるサービスです。

- a. 利用口座の普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の普通預金口座または個人向け外貨普通預金口座に入金すること。
- b. 利用口座の個人向け外貨普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の普通預金口座に入金すること。

③ 定期預金取引

- A. 定期預金の口座開設、預入、中途解約、満期日解約および満期取扱区分変更を行うことができるサービスです。
- B. 口座開設は、申込店を取扱店とするものに限り、開設した定期預金口座は、自動的に利用口座に登録され、そのお届け出印は、共通印鑑としてお客さまが当行に別途届出ている印鑑（改印となった場合には、変更後の印鑑）を使用するものとします。
- C. 預入は、利用口座の普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の定期預金口座に入金する方法により行うものとします。
- D. 預入される定期預金の預入期間、利率等は、当行所定の条件によるものとします。
- E. 中途解約は、当行がやむを得ないものと認めた場合に限り行います。
- F. 利用口座の定期預金の中途解約または満期日解約に係る預金元利金の受取は、解約日に利用口座の普通預金口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限り、）。
- G. 利用口座の定期預金の満期取扱区分変更に係る預金元利金の受取は、解約日にあらかじめお客さまより指定のあった口座に入金する方法により行うものとします。
- H. 満期日解約、満期取扱区分変更は、自動継続停止による解約、解約予約を含みます。
- I. 満期取扱区分変更の申込は、当行所定の期間内に限り、

④ 個人向け円仕組預金取引

- A. 個人向け円仕組預金の口座開設、預入を行うことができるサービスです。
- B. 口座開設は、申込店を取扱店とするものに限り、開設した個人向け円仕組預金口座は、自動的に利用口座に登録され、そのお届け出印は、共通印鑑としてお客さまが当行に別途届出ている印鑑（改印となった場合には、変更後の印鑑）を使用するものとします。
- C. 預入は、利用口座の普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の個人向け円仕組預金口座に入金する方法により行うものとします。
- D. 預入される個人向け円仕組預金の預入期間、利率等は、当行所定の条件によるものとします。
- E. お客さまは、あらかじめ当行が交付する契約締結前交付書面に記載の個人向け円仕組預金の商品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、個人向け円仕組預金に係るリスクについては、お客さまの判断と責任において引き受けるものとします。なお、個人向け円仕組預金の口座開設および預入に係る取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。

⑤ 個人向け外貨預金（普通預金・定期預金・特約付外貨定期預金（仕組預金））取引

- A. 個人向け外貨普通預金の口座開設、預入および引出、個人向け外貨定期預金の口座開設、預入、中途解約、満期日解約および満期日解約予約、ならびに個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）の口座開設および預入を行うことができるサービスです。
- B. お取引店は、当行所定の外貨預金取扱店とします。
- C. 口座開設は、申込店を取扱店とするものに限り、開設した個人向け外貨普通預金口座、個人向け外貨定期預金口座および個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）口座は、自動的に利用口座に登録され、そのお届け印は、共通印鑑としてお客さまが当行に別途届出ている印鑑（改印となった場合には、変更後の印鑑）を使用するものとします。
- D. 個人向け外貨普通預金の預入は、後記 a. または b. の口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の個人向け外貨普通預金口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限り、）。
a. 利用口座の普通預金口座
b. 利用口座の個人向け外貨定期預金口座
- E. 個人向け外貨定期預金の預入は、後記 a. または b. の口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の個人向け外貨定期預金口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限り、）。
a. 利用口座の普通預金口座
b. 利用口座の個人向け外貨普通預金口座
- F. 個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）の預入は、後記 a. または b. の口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限り、）。
a. 利用口座の普通預金口座
b. 利用口座の個人向け外貨普通預金口座
- G. 預入される個人向け外貨定期預金および個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）の預入期間、利率等は、当行所定の条件によるものとします。
- H. 個人向け外貨定期預金の中途解約は、当行がやむを得ないものと認めた場合に限り行います。
- I. 利用口座の個人向け外貨定期預金の中途解約または満期日解約に係る預金元利金の受取は、解約日に後記 a. または b. の口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限り、）。
a. 利用口座の普通預金口座
b. 利用口座の個人向け外貨普通預金口座
- J. 利用口座の個人向け外貨定期預金の満期日解約予約に係る預金元利金の受取は、解約日に利用口座の個人向け外貨普通預金口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限り、）。
- K. 個人向け外貨定期預金の満期日解約、満期日解約予約は、自動継続停止による解約、解約予約を含みます。
- L. 個人向け外貨定期預金の満期日解約予約の申込は、当行所定の期間内に限り、。
- M. 利用口座の個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）の満期日自動解約に係る預金元利金の受取は、解約日に後記 a. または b. の口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限り、）。
a. 利用口座の普通預金口座
b. 利用口座の個人向け外貨普通預金口座
- N. お客さまは、あらかじめ当行が交付する契約締結前交付書面に記載の個人向け外貨預金の商品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、個人向け外貨預金に係るリスクについては、お客さまの判断と責任において引き受けるものとします。なお、個人向け外貨普通預金の口座開設、個人向け外貨定期預金および個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）の口座開設および預入に係る取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただきますことがあります。

⑥ 投資信託取引

- A. 後記 a. および b. に記載の取引の依頼をすることができるサービスです。なお、投資信託取引の場合、その成立に必要な書類等の受領、提出その他の手続を当行所定の時限までにおとりいただくことがあります。
a. 買付取引
指定預金口座より手続上指定可能な金額を引落とし、投資信託受益権等を買付け、利用口座の投資信託口座にて保護預り、記載、記録、取扱いをする取引。
b. 換金（解約）取引
利用口座の投資信託口座における投資信託受益権等の全部または一部を換金（解約）し、指定預金口座に入金する取引。
- B. 投資信託受益権等の購入・募集注文に際して、お客さまは、あらかじめ当行が所定の方法により交付する当該商品の投資信託説明書（目論見書）および目論見書補完書面に記載の当該商品の商品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、投資信託取引に係るリスクについては、お客さま自らの判断と責任において引き受けるものとします。なお、投資信託受益権等の取得に係る取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させ

ていただくことがあります。

- C. 本サービスにおける投資信託取引の利用時間は当行が別途定めるものとし、かかる利用時間はこの規定や「投資信託取引関連規定」等に定めたものと異なることがあります。
- D. 1回当たりの取引の限度額および1日当たりの取引の限度額および回数は、当行の定めるそれぞれの金額および回数とします。
- E. 投資信託取引における取引日付（約定日、受渡日等）、取引方法等については、当行所定のものとします（依頼成立日と約定日は異なることがあります。）。
- F. 精算代金の受渡方法は後記a. およびb. のとおりとします。
 - a. 取得代金の支払は、指定預金口座から必要な金額を引落とし、当行で別に定める決済専用口座へ入金する方法により行うものとします。
 - b. 解約金・売却代金・償還金・収益分配金の受取は、指定預金口座に入金する方法により行うものとします。
- G. 投資信託受益権等は、すべて利用口座の投資信託口座にて保護預りまたは記載もしくは記録され、取扱われません。
- H. 後記a. またはb. に該当する場合には、本サービスにて投資信託取引をご利用いただけません。
 - a. お客さまが指定預金口座を解約した場合。
 - b. お客さまが投資信託口座を解約した場合。

(3) 申込・届出受付サービス

① 住所変更申込

- A. 当行へ届出の住所および電話番号等を変更することができるサービスです。
- B. 住所変更の手続は当行所定の方法により行います。
- C. 住所変更の届出を受付けた場合には、お客さまが指定した口座を含む、すべての口座について同様に変更するものとします。
- D. 受付可能な申込は、当行所定のものに限りします。

② 各種変更の届出等

A. 各種変更の届出

- a. 当行に届出の事項のうち、当行所定の事項について、本サービスにより変更の届出を行うことができるサービスです。
- b. 各種変更の届出の手続は当行所定の方法により行います。
- c. 受付けた変更の届出によっては、お客さまから届出の対象とする口座の指定があると否とを問わず、お客さまのすべての口座について同様に変更することがあります。
- d. 届出の手続の中には本サービスによっては受け付けることができないものがあります。

B. キャッシュカード引出限度額変更

- a. 当行所定のキャッシュカード（Visa デビット機能が付帯されたものも含まれます。）に関し、利用口座の普通預金口座からCD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする1日あたりの引出限度額を変更することができるサービスです。
- b. 変更することができる当該1日あたりの引出限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- c. 届出・申込の手続は当行所定の方法により行います。
- d. 受付可能な届出・申込は、当行所定のものに限りします。

C. あおぞらインターネットバンキング利用再開の届出

- a. お客さまによる緊急利用停止により利用に支障を生じたインターネットバンキングの利用再開のための届出をすることができるサービスです。
- b. 届出の手続は当行所定の方法により行います。
- c. 受付可能な届出は、当行所定のものに限りします。

D. あおぞらインターネットバンキング届出事項の初期化等の届出・申込

- a. あおぞらインターネットバンキングにおける当行に届出の事項のうち、当行所定の事項について、本サービスにより初期化等の届出・申込ができるサービスです。
- b. 届出・申込の手続は当行所定の方法により行います。
- c. 受付可能な届出・申込は、当行所定のものに限りします。

- (4) ① お客さまからの依頼内容に係る取引の約定日・処理日・処理指定日・処理金額その他の内容・条件、本サービスの利用の対象となる手続ならびに当該手続上指定可能な利用口座、指定預金口座および事前登録口座は、当行所定のものに限りします。
- ② 本サービスによる取引の対象とすることが可能な預金および投資信託の種類・商品は、当行所定のものに限りします。
- ③ 異なる通貨への換算を行う必要がある資金移動等サービスについては、取引時における当行所定の外国為替相場を適用するものとします。
- ④ 口座の残高不足等による取引の不成立その他の事由により当行に生じた損害については、お客さまの負担になります。

3. 本人確認、取引内容の特定等

- (1) お客さまは、本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）を希望する場合には、申込時に、当行所定の方法によりテレフォンバンキングの暗証番号（以下「暗証番号」といいます。）の届出を行うものとします。暗証番号は、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。
- (2) お客さまは、本サービスを利用するに際しては、テレフォンバンキングセンター（電話番号（あおぞらテレフォンバンキング専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。）あてに、当行所定の電話機を使用して電話をかけるものとします。
- (3) 当行は、前記(2)の電話を受けた場合、お客さまについて、当行が適当と認める方法による確認（暗証番号の確認を含みますが、これに限りません。なお、ご利用を希望のサービスによっては、当行所定の本人特定事項を確認させていただくこともあります。）をすることにより、本人確認を行うものとし、かかる確認が完了した時点で、正当な取引権限を有するお客さまによる本サービスの利用であるものとみなします。
- (4) お客さまからの依頼内容は、当行において、前記(3)による確認および依頼内容の確認が完了した時点で確定するものとします。理由のいかんを問わず、当該各確認が完了しない場合には、当行はお客さまからの依頼がなかったものとみなして本サービスの取扱いをいたしません。当該各確認が完了し、お客さまからの依頼内容が確定した後は、当行が後記(6)により行う承諾の前後を問わず、当該依頼内容の取消、変更および訂正は、当行がこれらの全部または一部の取扱いをするのが適当と認めた場合（商品によっては当行所定の期限内に限り別途定める手続をしていただける場合にかかる取扱いをするのが適当と認めることがあります。）を除き、原則できないものとします。
- (5) お客さまからの依頼内容は、自動的に当行の電話レコーダーに記録され、相当期間保管されます。取引内容または残高等に相違がある場合において、お客さまと当行との間で疑義が生じたときは、当行の電話レコーダーに記録された内容を正当なものとして処理させていただきます。ただし、電話レコーダーが正常に作動せず、または録音された音声等が明確に聞き取れないなど、電話レコーダーに記録された内容による処理が困難な場合には、当行がお客さまからの依頼内容に関して個別に作成した受付票に記載されている内容に従った依頼があったものとして処理させていただきます。
- (6) お客さまからの依頼内容に係る当行のお客さまに対する承諾は、前記(4)による当該依頼内容の確定後、当行が当該依頼内容に係る処理手続に着手することをもって行うものとします。

4. 取引金額・数量の引落とし等

- (1) 前記3. (6)の処理手続において、取引金額・数量の引落とし等の処理をする必要がある場合、当行は、別途定める各種規定およびその他の取引関連諸規定にかかわらず、通帳、証書、各種請求書、カードその他いっさいの提出を要することなく、当行所定の日に、当行所定の方法により、取引金額・数量の引落とし等の処理をすることができるものとします。
- (2) 前記(1)において、取引金額・数量の引落とし等の処理とは、振込、振替、預金の預入・解約・払戻し等および投資信託受益権等の取得・解約等の際に、手続上指定可能な利用口座および指定預金口座のうちお客さまが指定した口座（以下「引落とし等指定口座」といいます。）について行う引落とし等の処理のことをいいます。

5. 取引の不成立、処理不能、内容確認、取消・変更・訂正

(1) 取引の不成立

後記①から⑨までのいずれか一つにでも該当する場合には、お客さまからの依頼に基づく資金移動等サービスによる取引は、当行のお客さまに対する承諾のいかん、事前の通知等のいかんにかかわらず、不成立となります。なお、これによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

- ① お客さまからの依頼内容に係る処理手続において、取引金額・数量等（手数料・消費税等を含むことがあります。）が、当該取引の引落とし等指定口座から引落とし等の処理をすることができる金額・数量等を超えるとき。
- ② お客さまが指定した口座（引落とし等指定口座を含みます。）が一つでも解約済であるなど不存在のとき。
- ③ 引落とし等指定口座について、お客さまから支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき。
- ④ 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき。
- ⑤ 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明となったことが判明したとき。
- ⑥ 金融機関による顧客等の本人確認について定めた法令（政令・省令を含みます。）に基づく本人確認が行えなかったとき。
- ⑦ 通信機器、回線・通信網、コンピュータ等の故障、障害等（電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。）により、取扱いができなくなったとき。
- ⑧ お客さまからの依頼内容が確定してから取引の処理日・処理指定日までの市場環境その他の前提事情の変更等により、当行が当該取引に係る契約を成立させない処理（商品の取扱中止、申込の取消処理等の形式のいかんを問い

ません。)を必要と認めたとき。

- ⑨ 前記①から⑧までのほか、取引の成立に必要な書類等の受領、提出その他の手続が当行所定の時限までに完了しないなどのやむを得ない事情があり、当行が取扱いを不適当または不可能と認めたとき。

(2) 取引の処理不能

前記(1)のほか、振込先口座不存在などの理由により振込先金融機関から振込資金が返却されたとき、または振込先金融機関に振込資金が到着しなかったときなど、振込その他の資金移動等サービスの取引において指定された口座への入金等(投資信託受益権等の購入・保護預り等の処理手続を含みます。)ができない場合には、当行はお客さまの承諾なしに、当該振込金額またはその他の資金移動等サービスに係る取引金額を、当行所定の手数料等があるときはこれを控除して、当行所定の方法により、当該取引の引落とし等指定口座に戻入れます。この場合、引落とし済の振込手数料等の返却はいたしません。

(3) 取引内容の確認

① 資金移動等サービスによる取引後は、すみやかに取引内容が記載された当行所定の郵便物、通帳記入または照会サービス等により、取引内容を照合してください。万一、取引内容や残高等に相違がある場合には、直ちにその旨をあおぞらホームコール(電話番号(各種お問い合わせ・ご相談・テレフォンバンキング以外の手続など専用フリーダイヤル)は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。以下同じです。)にご連絡ください。

② 前記①において、お客さまが照合することができる取引内容は、当行所定のものに限りです。

③ 前記①において、取引内容が記載された当行所定の郵便物とは、資金移動等サービスのうち当行所定の取引を行ったものについて、お客さまの申出にかかわらず、当行がお客さまの届出の住所あてに発送する送付書類のことをいいます。

(4) 取引の取消、変更および訂正

確定したお客さまからの依頼内容に係る処理手続の完了後は、取引の取消、変更および訂正は、原則できないものとします。

6. 届出事項の変更等

(1) 氏名、住所、電話番号、印章、利用口座、事前登録口座その他の届出事項に変更がある場合には、後記16. に定める各種規定およびその他の取引関連諸規定に従い直にお客さまから書面その他当行所定の方法により届出てください。ただし、届出事項のうち、当行所定の事項については、後記16. に定める各種規定およびその他の取引関連諸規定にかかわらず、前記2.(3)②および③の定めに従った変更の届出を本サービスにより行うことができるものとします。

(2) 暗証番号を他人に知られてしまった場合には、直にお客さまからあおぞらホームコールまたは申込店にその旨届出てください。

(3) 前記(1)および(2)の届出を当行所定の手続により受付けるよりも前に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

(4) お客さまの届出の住所あてに当行が通知または送付書類を発送した場合には、郵便事情等の理由により延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

(5) お客さまの届出の住所あてに送付した通知または送付書類が未着として当行に返戻された場合、当行は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

7. 取引履歴の保管

お客さまが本サービスを利用して行った依頼内容・取引履歴は、電磁的記録等により、当行において相当期間保管されます。

8. 顧客情報の取扱い

本サービスの利用に関し、当行はお客さまの情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の子会社、関連会社、業務委託先、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当行は、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、お客さまの情報の提出を求められた場合には、その要求に従うことができるものとします。

9. 日本国外からの利用

お客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、お客さまは本サービスをご利用いただけません。上記以外のお客さまが、一時的に日本国外から利用される場合には、当行はそれらの行為はすべて日本国内で行われたものとみなします。また、その国の法律・制度・通信事情・通信機器の仕様などによっては、ご利用いただけません。なお、日本国外からの利用によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

10. 譲渡・質入れ等の禁止

本契約上の地位その他本サービスに係るいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に貸与その他の利用をさせることはできません。

1 1. 契約期間

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とします。また、お客さままたは当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降毎年同様に継続されるものとします。

1 2. 解約等

- (1) 本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行の都合による解約の場合には、お客さまの届出の住所あてに通知を行うものとし、お客さまの都合による解約の場合には、当行所定の方法により届出を行うものとします。
- (2) 代表口座に該当しない利用口座の一部または全部が解約された場合には、本契約のうち当該解約口座に関する部分も解約されたものとみなします。また、代表口座に該当する利用口座が解約された場合には、本契約はすべて解約されたものとみなします。
- (3) 代表口座に該当しない利用口座の一部または全部の取扱店が代表口座の取扱店以外に変更された場合には、本契約のうち当該変更口座に関する部分は解約されたものとみなします。また、代表口座に該当する利用口座の取扱店が変更された場合には、本契約はすべて解約されたものとみなします。
- (4) 前記(1)から(3)までの場合、本サービスによる取引で未完了のものが残っているときなど、当行が必要と認めたときは、即時に解約できないことがあります。また、本契約が解約されても、それより前に本サービスによりなされた予約取引等については、実行されることがあります。
- (5) お客さまにつき後記①から⑦までのいずれかの事由が一つでも生じた場合には、当行からお客さまに事前の通知等を行うことなく、いつでも当行は本契約を解約し、または本サービスの一部もしくは全部を停止することができるものとします。
 - ① 支払の停止があったとき、または特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類似する法的整理手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含みます。）があったときなど、債務整理に関して裁判所の関与する手続の申立があったとき、もしくはかかる手続が開始されたとき。
 - ② お客さまの預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ③ 相続の開始があったとき。
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明となったことが判明したとき。
 - ⑤ お客さまが当行に対して負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - ⑥ お客さまがこの規定または当行との他の取引約定に違反したとき。
 - ⑦ 前記①から⑥までのほか、当行が本契約の解除を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (6) 本サービスの途中で本契約を解約した場合であっても、いったん徴収した手数料等は返却しません。また、本契約の解約によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

1 3. 暗証番号の盗用による損害

- (1) 暗証番号の盗用により、他人に本サービスを不正に利用され生じた取引については、お客さまの責めによらず生じ、かつ当行所定の事項を満たす場合、お客さまは当行に対し当該取引に係る損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
- (2) 当行は、お客さまの請求が前記(1)に定める内容であることを確認のうえ、当該取引に係る損害を限度として補てんするものとします。

1 4. 免責事項

- (1) お客さまによる本サービスの利用に伴い当行またはお客さまの指定する口座から引落した金額の全部または一部をお客さまに返金する場合、当行は、別に定めがあるときを除き、預金利息、損害金をつけません。返金手続の遅延等に伴いお客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (2) 後記①から⑤までの各場合に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
 - ① 災害、事変、輸送途中の事故、不可抗力による障害、裁判所等公的機関の措置等の事由または当行の責めに帰することができない事由により、取扱いに遅延、停止または不能が生じたとき。
 - ② 当行の責めに帰することができない事由により、通信機器、回線・通信網、コンピュータ等に故障、障害等（電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。）があったとき。
 - ③ 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行から伝達された情報等に誤謬、脱漏、欠落等が生じたとき。
 - ④ 当行以外の金融機関・投資信託委託会社等の責めに帰すべき事由があったとき。
 - ⑤ 前記①から④までのほか、当行の責めに帰することができないとき。
- (3) 後記①または②の各場合、そのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
 - ① 本人確認に供された情報および確認事項、お客さまからの依頼内容等が、電話回線・通信網等の経路における盗

聴・不正アクセス等、当行の責めに帰することができない事由により、お客さま以外の第三者の知り得るところとなった場合。

- ② 前記5. (3)による照合の結果、取引内容または残高等に相違があることが判明し、お客さまと当行との間で疑義が生じ、前記3. (4)から(6)までならびに前記5. (1)および(2)による取扱いをした場合。
- (4) 前記3. (3)における本人確認により、正当な取引権限を有するお客さまからの依頼であるとみなしてその依頼を受付けて取扱いしましたうへは、本人確認に供された情報および確認事項（確認した暗証番号を含みますが、これに限りません。以下同じです。）につき偽造、変造、改ざん、盗用、不正使用その他の事故があっても、また、その依頼が無権限、権限逸脱等によるものであっても、それらのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行は、前記13. による補てん責任を負う場合を除き、いっさい責任を負いません。
- (5) 本サービスの利用において、お客さまが記名押印（または署名）した書面等に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、印章（または署名）またはその書面等につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (6) 当行の責めに帰すべき事由による損害のうち、特別の事情によって生じた損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行はいっさい責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- (7) この規定により当行が免責される損害には損失および費用等も含まれるものとします。

15. サービスの種類・内容等の改廃および規定の変更

- (1) 本契約におけるサービスの種類・内容等は、当行の都合で改廃することがあります。また、改廃のために、一時的に利用を停止させていただくことがあります。
- (2) 利用時間、利用限度、手数料等は、当行の都合で改廃することがあります。
- (3) 前記(1)および(2)の改廃および変更については、当行が適当と認める方法および範囲で告知します。
- (4) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由が認められる場合には、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (5) 前記(4)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

16. 規定の準用

- (1) この規定に定めのない事項については、当行の「あおぞらダイレクト定期預金規定」「個人向け外貨預金取引関連規定」「普通預金規定（通帳式）」「あおぞらインターネットバンキング規定」「あおぞらキャッシュカード規定」「あおぞらキャッシュカード・プラス（Visa デビット）規定」「振込規定」「投資信託取引関連規定」およびその他の取引関連諸規定により取り扱います。
- (2) この規定において定義のない用語で、前記(1)の各規定中に定義のある用語については、文脈上別義であることが明白である場合を除き、この規定でもかかる定義と同様に定義された意味を有するものとします。

17. 準拠法・管轄

本契約および本契約に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または申込店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

実施日：2020年3月16日

追加共通規定

反社会的勢力の排除に関する規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

当行との各種預金その他の取引または当行が提供する各種サービス等(以下、これらの取引またはサービス等を総称して「取引」といい、取引に係る契約・約定・規定等を「原契約」といいます。)は、後記2.(1)①から③までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記2.(1)①から③までの一つにでも該当する場合には、当行は取引の開始をお断りするものとします。

2. (取引の停止、解約等)

(1) お客さま(取引にかかる代理人および保証人を含み、法人の場合は当該法人の役員等を含みます。以下同じです。)が次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行は取引を停止し、または通知することにより原契約を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①お客さまが行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または後記A. からE. までのいずれか一つにでも該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③お客さまが、自らまたは第三者を利用して後記A. からE. までのいずれか一つにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前記A. からD. に準ずる行為

(2) 原契約に解約がなされたときの手続・方法または利息・損害金・手数料・貸越元利金等の取扱について定めがある場合には、前記(1)による解約につきこれらの定めを準用します。解約された取引にかかる残高がある場合の手続に際しては、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。なお、解約により生じた損害については、当行はいつい責任を負いません。解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

3. (その他)

(1) この規定は、原契約の一部を構成するとともに、原契約と一体として取り扱われるものとします。この規定は、原契約に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、この規定と抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。なお、原契約にこの規定と同様の条項がある場合は、原契約の当該条項が優先して適用されるものとします。

(2) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由が認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。

(3) 前記(2)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

実施日：2020年3月16日

口座開設・取引等の際に行う法令で定める本人確認等に関する規定

1. (適用範囲)

この規定は、当行との各種預金その他の取引または当行が提供する各種サービス等（以下、これらを総称して「取引」といい、取引に係る各種規定を「原規定」といいます。）に適用されます。

2. (本人確認等の確認および確認事項の変更)

口座開設・取引等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって取扱店に届出てください。

3. (取引等の制限等)

- (1) 当行は、職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等のお客さまに関する情報および具体的な取引の内容等、当行が指定する情報（以下、総称して「お客さま情報等」といいます。）に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、お客さま情報等に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速やかに当行に届出てください。
- (2) 以下のいずれかに該当した場合、当行は、お客さまとの取引のうちすべての預金（各々の預金を以下「対象預金」といいます。）について、当行との払戻し等の預金取引の一部を制限することがあります。
 - ①お客さまから届出いただくべき事項(氏名・住所その他の届出事項を含みます。)の届出または変更の届出が正当な理由なく行われなかった場合、前記(1)の各種確認や資料の求めに対し何ら回答なく指定された提出期限が経過した場合、その他お客さまがこの規定に違反したまたはお客さま情報等に照らしお客さまとの取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合
 - ②日本国籍を保有せず本邦に居住するお客さまが、当行に届出た在留期間を超過した場合
 - ③前記2. で定める確認や前記(1) で定める資料の提出の依頼に対するお客さまの対応、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情に照らして、対象預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合
- (3) 前記(2)の定めにより取引が制限された場合であっても、お客さまからの合理的な説明等にもとづき、預金取引の一部を制限した事由が解消されたと当行が認める場合、当行は前記(2)にもとづく預金取引の制限を解除します。

4. (解約等)

- (1) 以下のいずれかに該当した場合、当行は取引の全部または一部を停止し、またはお客さまに通知することにより取引に係る契約等（預金口座も含みます。）の全部または一部を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名・住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①法令で定める本人確認等における確認事項および前記3. (1) で定めるお客さま情報等の各種確認に対するお客さまの回答や提出された資料もしくは届出に偽りがある場合またはお客さまが口座開設・取引等において行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②前記3. (2) に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
 - ③対象預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④対象預金の口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または対象預金の口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ⑤対象預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑥前記①から⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
 - ⑦当行が別途定める各種預金規定に定める解約等条項に該当する疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (2) 前記(1)により取引に係る契約等（預金口座も含みます。）が解約された場合については、当行が別途指定する手続を取ってください。この場合、当行は相当の期間を置き、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。

5. (その他)

- (1) この規定は、原規定の一部を構成するとともに、原規定と一体として取り扱われるものとします。この規定に定められたもののほかは、原規定の各条項が適用されるものとします。なお、この規定は、原規定に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、この規定と抵触しない原規定の各条項の効力を変更するものではありません。
- (2) この規定は、本人確認等の確認がこの規定の実施前に行われたものについても適用されるものとします。
- (3) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(4) 前記(3)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

実施日：2020年3月16日

休眠預金等活用法に関する規定

1. (適用範囲)

この規定は、お客さまが当行に有する各種預金のうち、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)に基づく取扱いの対象となる預金等として、当行ホームページへの掲示その他当行の別途定める方法により指定する預金等(各々以下「この預金」といい、この預金に係る各種規定を「原規定」といいます。)について適用されます。

2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

この預金についての、休眠預金等活用法に基づく異動事由として取扱う事由および休眠預金等活用法における最終異動日等については、当行ホームページへの掲示その他当行の別途定める方法により公表します。

3. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、お客さまは、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前記(1)の場合、お客さまは当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、お客さまは、当行に対して有していたこの預金に係る預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。
- (3) お客さまは、前記(1)の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ①この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務に基づくもの(利子の支払いに係るものを除きます。)が生じたこと
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払いの請求が生じたこと(当行が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り、)
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押または国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、お客さまに代わって前記(3)による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。
 - ①当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②この預金について前記(3)②に掲げる事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること
 - ③前記(3)に基づく取扱いを行う場合には、お客さまが当行に対して有していたこの預金に係る債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、この預金に係る契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

4. (通知の方法)

休眠預金等活用法第3条第2項の通知方法は、郵送または電子メールにより取り扱います。届出のあった住所または電子メールアドレスにあてて当行が通知を発送または発信した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

5. (その他)

- (1) 当行が、休眠預金等活用法第3条第1項に基づき預金保険機構への移管対象となる預金等に関する公告(以下「休眠預金等の取扱いに関する公告」といいます。)を行った場合で、かつ、当該休眠預金等の取扱いに関する公告を行った年の翌年の1月31日までにこの預金に係る最終異動日等の更新がなされないときは、当行はお客さまに通知することなく、当行とお客さまとの間のこの預金に付帯または関連する各種契約(当行の「あおぞらインターネットバンキング規定」、「あおぞらテレフォンバンキング規定」および「法人向けインターネットバンキング「AOZORA Business Partner」利用規定」に基づく契約も含みますが、これらに限りません。)を解約することができるものとします。
- (2) この規定は、原規定の一部を構成するとともに、原規定と一体として取り扱われるものとします。この規定は、原規定に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、この規定と抵触しない原規定の各条項の効力を変更するものではありません。なお、原規定にこの規定と同様の条項がある場合は、この規定が優先して適用されるものとします。
- (3) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由が認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (4) 前記(3)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

実施日：2020年3月16日

システム移行前に取引を行っている各種預金に関する特別規定 (満期日等の休日調整および日本国外に居住することとなった場合に関する規定)

1. (適用範囲)

この規定は、平成28年5月2日(以下「移行日」といいます。)をもって、当行がシステムの更改を行うこととしない、お客さまと当行との間で既に移行日前にお取引を行っている各種預金に関して、満期日等の休日調整およびお客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合の取扱いを定めるものです。

2. (満期日の休日調整)

(1) 移行日前を当初の預入日とする対象預金(本2.において、本2.(2)各号に定める預金をいいます。)の満期日は、以下の各号の定めに従い取扱われるものとします。なお、この規定において、営業日とは、日本において銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

①移行日前を当初の預入日とする場合

当該預金の当初の満期日が営業日以外の日に該当する場合、その翌営業日を満期日として扱います。

②当該預金の書替継続の継続日が移行日以後となる場合

当該継続後の当該預金の満期日が営業日以外の日に該当する場合であっても、当該日を満期日として扱います。

(2) 対象預金は以下の各号に定める当行所定の規定の適用を受ける預金とします。

①あおぞらダイレクト定期預金規定

②あおぞらネット定期預金規定

3. (支払日の休日調整)

(1) 移行日前を当初の預入日とする一部解約可能型定期預金(ただし、満期日自動解約型に限るものとします。)について、満期日が営業日以外の日に該当する場合には、その元金は、当行所定の「一部解約可能型定期預金(複利型)規定」1.(2)②の定めにかかわらず、その翌営業日にあらかじめ指定された当行のお客さま名義の預金口座に入金するものとします。ただし、指定口座に入金できない場合には、当該日以後に「一部解約可能型定期預金(複利型)規定」の定めに従い支払います。本3.において、一部解約可能型定期預金とは、当行所定の「一部解約可能型定期預金(複利型)規定」の適用を受ける定期預金をいうものとします。

4. (仕組預金に関する休日調整)

(1) 移行日前を預入日とする対象仕組預金(本4.において、本4.(2)各号に定める預金をいいます。)について、満期日選択権行使日および中間利払日(当該対象仕組預金に適用される当行所定の規定において「中間利払日」として定められた日をいいます。)が営業日以外の日に該当するときは、その翌営業日を当該日とします。なお、満期日が営業日以外の日に該当するときであっても、当該日を満期日とします。

(2) 対象仕組預金は以下の各号に定める当行所定の規定の適用を受ける預金とします。

①仕組預金(満期日繰上特約付定期預金)規定

②仕組預金(上限金利特約付TIBOR連動型変動金利定期預金)規定

5. (日本国外に居住することになった場合の取扱い)

(1) 本件預金(本5.において、本5.(2)各号に定める預金をいいます。)について、個人のお客さまが、居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、事前に当行所定の方法により当行本支店に届出てください。当該預金の書替継続または自動継続の継続日が移行日以後となる場合で、継続日以後に、前記のお届出がなされたときは、当行は、当行が別途定める場合を除き、お客さまからの前記のお届出がなされたことをもって、当行本支店における全ての当該預金の解約のお申出があったものとして取扱い、速やかに解約手続をとらせていただきます。この場合の利息の取扱いおよび元金のお支払いについては、当行が別途定める方法によるものとします。

(2) 本件預金は以下の各号に定める当行所定の規定の適用を受ける預金とします。

①自由金利型定期預金規定

②自動継続自由金利型定期預金規定

③自由金利型定期預金(M型)規定

④自動継続自由金利型定期預金(M型)規定

⑤あおぞらダイレクト定期預金規定

⑥自動継続あおぞらダイレクト定期預金規定

⑦一部解約可能型定期預金(複利型)規定

⑧通知預金規定(証書式)

⑨通知預金規定(取引証式)

6. (その他)

- (1) この規定は、お客さまと当行との間の各種預金取引に適用される規定（各々以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに、原規定と一体として取り扱われるものとします。この規定で使用される用語は、文脈上別意に解すべき場合またはこの規定上で別途定義されている場合を除き、原規定において定義された意味を有するものとします。
- (2) この規定と原規定の全部または一部が抵触する場合には、この規定が優先して適用されるものとします。
- (3) この規定に定めたもののほかは、原規定の各条項が適用されるものとします。なお、この規定は、原規定に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、この規定と抵触しない原規定の各条項の効力を変更するものではありません。
- (4) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (5) 前記（4）の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

満期日の休日調整に関する特則

以下の各号に定める当行所定の規定の適用を受ける預金については、移行日以後に国民の祝日に関する法律その他の法令により休日が増加または変更されたことにより、移行日時点の満期日が営業日以外の日に該当することになった場合であっても、以下の各規定およびこの規定の定めにかかわらず、当該日を満期日として扱います。

- ①あおぞらダイレクト定期預金規定
- ②あおぞらネット定期預金規定

以 上

実施日：2020年3月16日

システム移行前に取引を行っているインターネットバンキングに関する特別規定

(代表口座およびログイン方法等に関する規定)

1. (適用範囲)

この規定は、平成28年5月2日(以下「移行日」といいます。)をもって、当行がシステムの更改を行うことにともない、お客さまと当行との間で既に移行日前にお取引を行っているインターネットバンキングに関して、代表口座およびログイン方法等の取扱いを定めるものです。

2. (代表口座)

- ① 移行日より前にBANK支店と有人店舗の双方で本契約を締結されているお客さまのインターネットバンキングの利用契約は、移行日において自動的にBANK支店の契約に一本化されます。
- ② 移行日より前に本契約を締結されているお客さまの申込店にBANK支店が含まれる場合には、本契約の申込時に開設されたお客さま名義のBANK支店専用の普通預金口座が、移行日において自動的に代表口座となります。

3. (ログイン方法)

- ① 移行日より前に本契約を締結されているお客さまが、移行日以降にはじめてログインされるときは、ログインIDにはご契約者カードに記載されたご契約者番号、ログインパスワードには移行日前にご使用のログインパスワードを入力してください。なお、移行日より前にBANK支店と有人店舗の双方で本契約を締結されているお客さまが、移行日以降にはじめてログインされるときは、ログインIDにはBANK支店のご契約者カードに記載されたご契約者番号、ログインパスワードには移行日前にBANK支店でご使用のログインパスワードを入力してください。
- ② 移行日より前に本契約を締結されているお客さまは、上記①のログインののちに、お客さまの端末を操作し、「秘密の質問・回答」を利用画面上で入力することにより、当行に届出を行うものとします。
- ③ 移行日より前に本契約を締結されているお客さまが、上記①のログインののちに本サービスで取引照会サービス以外の取引を利用されるときは、取引の都度、取引確認用パスワードにはご契約者カードに記載された当行所定のお取引確認番号を入力してください。なお、移行日より前にBANK支店と有人店舗の双方で本契約を締結されているお客さまが、上記①のログインののちに本サービスで取引照会サービス以外の取引を利用されるときは、取引の都度、取引確認用パスワードにはBANK支店のご契約者カードに記載された当行所定のお取引確認番号を入力してください。
- ④ 前記①から③までのほか、お客さまのご利用状況やご利用環境により、当行所定のお手続きが必要となります。

以 上

実施日：2019年7月16日